

神事と祭礼

御上神社の宮座と祭礼

東條 寛

Shrine Rituals and Festivals: Miyaza and Festivals at the Mikami-jinja Shrine

はじめに

① ずいき祭り と 祭祀組織

② 御上神社の春祭り

まとめ

【論文要旨】

滋賀県野洲郡野洲町三上に所在する御上神社の「ずいき祭り」は、肥後和男氏の「近江における宮座の研究」以来、典型的な宮座の事例として理解されることが多かった。これは「ずいき祭り」が、「長之屋」・「東座」・「西座」という三つの宮座によって行われ、なお、それぞれの宮座に「公文」と称する代表者が存在し、その構成は三上内の五つの集落（東林寺・山出・前田・大中小路・小中小路）と明確な関係を持たない横断的なものとなっているからであろう。しかし、御上神社には、この「ずいき祭り」と並んで重要な祭りとして「春祭り」がある。現在では大きく姿を変えているものの、「春祭り」は宮座が全く登場しない。「春祭り」は神主・巫女・社家・侍分・雄物等の家単位で特定の祭祀上の職掌を持ったものと、三上内の五つの集落を順にまわす「渡し番」の制度によって近世を通じて行われてきたものである。先の「ずいき祭り」の宮座も中世後期の史料を有することから、御上神社では少なくとも近世を通じてこのような二重の祭祀組織が併存したことになる。本稿ではそれらの祭祀組織の併存を次のように解釈した。

すなわち、「ずいき祭り」は御上神社の若宮社の「神事（ジンジ）」であり、中世後期に古代以来の権威を主張する神主家と社家層と経済的に上昇してきつあつた名主層の対立を、それぞれが隷属する者を取り込んだ形で座を作りながら、同じように頭人役を負担することによって祭祀の場における一種の平等性を持たせて緩和するという意義を持っていた。一方の春祭りは、司祭者的役割を特定の家の職掌としつつも、「渡し番」の制度によって集落単位でも渡御列における一部の役を務めるという二重の構造を有しており、御上神社という五つの集落の共通の氏神の祭礼として行われてきた。そして、このような二つの祭りの中心的な役割を果たしたのは、中世来の神主家や社家であり、一方で地主神である若宮神社の祭祀（ずいき祭り）を宮座の祭祀として、一方の春祭りは家筋によって固定される一定の役以外を各集落単位で輪番に務めるという、極めて巧妙な体制をとることによって主導してきた。このことは、ずいき祭りはもともと「神事」（ジンジ）であり、一方の春祭りは氏神の祭礼である「例祭」であるということに象徴的に表されている。

はじめに

近江湖南に聳える三上山は、近江富士として古来その優美な姿で有名である。その麓に御上神社が位置している。御上神社は、本殿が国宝となつていて他に拝殿や楼門、撰社若宮神社が重要文化財に指定されている等数多くの中世来の文化財を保有することでも有名である。また、この御上神社で行われている秋の「ずいき祭り」(若宮殿相撲神事)は、滋賀県選択の無形民俗文化財であり、肥後和男氏の『近江に於ける宮座の研究』以来、多くの研究者の興味を引いている。⁽¹⁾筆者もかつて「御上神社の祭祀組織についての一考察―ずいき祭りと春祭りの関係を通して―」と称する小論を発表したことがある。本稿ではその後の知見を加えて御上神社を巡る祭祀の問題について、改めて考察を加えることとしたい。

問題の所在

御上神社の祭祀と言えば、通常は秋に行われるずいき祭りのことを指し、これが長之屋、東座、西座という宮座の頭人を中心に行われることから、御上神社の祭祀組織は、宮座であると考えられることが多いようである。しかし、現在は随分と簡略化されているものの春祭りは、秋のずいき祭とは異なる祭祀の構成を持っており、御上神社を巡る祭祀を考える上ではこれら両者の関係についての検討が必要であると考えられる。つまり、ずいき祭りの宮座は中世以来のものとして捉えられる一方で、春祭りは三上内の五つの集落を単位として行われる近世的な祭りの形態として捉えられ、この両者の祭祀組織の相違は、それぞれの祭祀の歴史的な発生経過の異なりとして単純に理解されることが多かったように思えるからである。しかし、後に考察するようにその違いは単純に歴史的に発生の時点が異なることが主たる要因というよりも、むしろ、それぞれの

祭祀の性格の異なりによる重層的な構造を考える必要があるように思えるのである。もちろん、このような重層的な構造は歴史的な所産の結果として現れたと考えられるものの、後に述べるように、かなりの長期間にわたつてこのような構造が存続してきたと考えられるからである。本稿ではこのような観点から、あらためてずいき祭りと春祭りの関係について考察していきたい。この点では現状の民俗だけでなく、近世史料⁽²⁾等を積極的に活用していきたい。

① ずいき祭りと祭祀組織

現行のずいき祭りについては、既に「近江村落社会の研究」⁽³⁾等で詳細に紹介されているところであるが、現行の行事全体と祭祀組織についておおまかに紹介しておく。

現在、ずいき祭りは、滋賀県野洲郡野洲町三上を構成する東林寺、山出、大中小路、小中小路、前田の五つの集落にある長之屋、東座、西座の三つの宮座によって行われている。これらの三つの宮座から、ずいき祭りの頭人が二人ないし一人(長之屋は昭和二十九年から一人のみ)選ばれることになる。それらの座の構成戸数はかなりの差があり、その結果、現在、各座毎に頭人を選ぶ方法が大きく異なるだけでなく、必然的に頭人を務めることによる経済的な負担も座毎に著しく異なる状況⁽⁴⁾を現出している(表1参照)。また、座と三上を構成する五つの集落とは、長之屋の場合のみ山出と東林寺に十九軒中、十四軒が居住しており、また、小中小路や前田に居住する者はいないということに注目する必要がある。ただ、明治以前には前田に長之屋に属する神主家の三上氏が居住していたことが明らかであり、また、戸数がかなり減少している現在の状況も考慮する必要があるだろう。なお、東座、西座については特定の集落との関係は見られないようである。

表1 集落と各座の関係

	長之屋	東 座	西 座	計
大中小路	5	27	4	31
小中小路		19	17	41
前 田		25	3	28
山 出	11	16	15	42
東林寺	3	7	12	22
	19	94	51	164

真野純子「三上における神事当番とその運営」
 (『近江村落社会の研究』第4号・1979年3月)
 による。

さて、各座における頭人の選出方法は次のとおりである。最も戸数の少ない長之屋の場合は、頭人を勤める順番は固定しており、頭人の上下(かつて二人の頭人を出していた時)もその家筋で決められていた。東座の場合は、戸主の死後十〜十二年で実際の頭人を勤める四年前にあたる呼び出しを受け、頭人の上下は籤取りによって決められる。西座の場合は、頭人の順番は固定しており、頭人の上下は頭人の年齢の高低によってその上下が決められる。

現在、これら三つの宮座は共に明確な形での入座儀礼はなく、また、ずいき祭り以外に座としての行事はない。このことを含めて、このような宮座間の構成員数の著しい差が、果して歴史的なものかどうか、あるいは当初からそのような問題を抱えてきたかどうか後に述べたい。

現在の三上のこれらの座は、基本的に村座ともいえないべきものであつて、いわゆる本家のみが加入する権利を有するとか、あるいは特定の家筋だけが宮座に加入する権利を有するというようないわゆる株座ではない。しかし、家筋毎に所属する座が決まっております、例えば分家の場合には本家と同じ座に属するということになる。つまり、座衆と座外という対立的

な構造があるわけではないが、一方で三つの宮座に序列的な意識が存在する。三つの宮座は、長之屋が一番格上で、東座、西座の順であると言われている。これは、後に紹介する儀礼の場面等に象徴的に見ることができる。

さて、他の宮座と比べて御上神社の宮座の最も大きな特徴の一つは、各座にクモン(公文)と称する代表者が存在することである。この公文は家筋によって決まっており、余人が代わることはできない。また、それぞれの公文の中で長之屋の公文は、総公文あるいは祝公文とも称されて、東座、西座の公文よりも格上であり、かつ公文を代表するとされている。長之屋の公文は大谷氏であり、これは中世以来変わらなかつたようである。東座の公文は、かつて妙光寺氏であつたものが喜多氏に代わり、後に現在の山崎氏になつたとされ、西座の公文も永田氏から照覚寺に代わり、明治以降、現在の内堀氏になつたとされている。次にこの公文も含めてずいき祭りがどのように行われるのか簡単に時間をおつて紹介しておきたい。ずいき祭りは、平成二年に滋賀県の「記録保存等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」に選択されたが、これと時期を同じくして保存会が結成された。保存会の結成後、各座の頭人の負担の軽減と平準化のために、当時特に派手になりつつあつた接待等の自粛や共通化が図られた。ずいき祭りの主要な行事についてはほとんど変わることはないが、ここでは保存会が結成される以前の状況について述べることにする。

現在のずいき祭り⁽⁵⁾

十月九日 甘酒行事

早朝、各頭人の家では神棚に、甘酒とメズシ(寿司飯にタデとポテジャコを入れたもの)を供える。五人の頭人は紋付羽織・袴に白足袋・白草履の服装に白扇子を持ち、供を一名連れて御上神社に向かう。この時の持参物は清酒二合、メズシ一重、新米一重、大根の葉の浅漬を重箱に入れ

たものである。御上神社に到着すると、神饌所でこれらの供え物を渡し、供はずいき神輿を造るのに使う台を受け取って帰る。供え物は拝殿の台に並べられる。この時に鯨（アメノウオ）が手に入れば、これも供える。

頭人全員が揃うと手を洗い口を濯いで、神主を先頭に拝殿に上り所定の位置に座る。拝殿では神主による神迎え・修祓の後、甘酒行事の祝詞が読まれ、頭人による玉串奉奠となる。これが終わると神酒を頂く。拝殿の行事が終了すると、社務所で猿の相撲人形、造花、菓子を受取って各自の家に戻る。各頭人は家に戻ると、猿の相撲人形、造花、菓子を十三日まで床の間においておく。この日の夜に各頭人の家では、ずいき刈りやずいき神輿の製作を依頼するオモシルイ（重親類）を呼んで直会を行う。この重親類で中核を占めるのは、同じ字内の者である。この席では、特に儀礼はない。甘酒行事の名称のとおり、甘酒は不可欠のものであり、これは各頭人の家で準備する。大正十三年の『官国幣社特殊事調』(以下『特殊事調』と略す)と比較して違いが著しいのは神饌である。特に鯨は「当日神饌ニハ必ず鯨ヲ芋ノ葉ニ載セ献ズルコト古例ナリ」とあり、後に触れるように、本来は野洲川の築で捕った鯨を神饌にすることに意義があったと思われる。

十月十一日 湯立て

早朝、各頭人は新しいバケツと勺を持って御上神社御手水舎に行つて、湯立てに用いる水をとってくる。これは神の井の水と言われている。湯立ての行事は、午前九時頃から神主が各頭人の家に行つて行う。この順番は長之屋・東下・西上・西下・東上である。

各頭人の家では、神棚、床の間、玄関、カマド、台所等に標繩を張り、依代台を床の間に据えて神を飾り、その前に机を出して各種の神饌(米・塩・野菜・果物・鯉など)を供える。座敷に紋付羽織、袴で白扇を持った頭人とその家族、重親類などが着座して神主の湯立ての祝詞奏上、玉串奉奠がある。これが終了すると、土間に降りてカマド祓いの行事とな

る。カマドの釜には早朝、神社で汲んできた水を沸かしておき、これに神主が酒を入れてよくかき混ぜる。これに頭人が玉串奉奠を行いカマド祓いの行事が終了する。カマドの上には四方に竹を立て標繩を張り、カマドの脇柱に荒神をまつると称して、蠟燭を点灯しておく。この行事が終わると出席者で直会となる。

十月十二日 ずいき刈り・ずいき神輿製作

各頭人の家ではオモシルイが中心になつてずいき神輿を製作する。重親類はこの日に頭人に新米一俵と祝儀を持参する。ずいき神輿を製作するのに必要となるずいきは、約四〇〇本あまりで、特に食用として栽培するのではなくずいき神輿用として栽培する。ずいき神輿のずいきの種は、前の頭人から受け継ぐことが多いという。十二日の午前中に使用するずいきを刈り終える。刈り終えたずいきは野洲川で泥を落としてきれいにする。午後、直会の後、各頭人の屋敷の納屋等で製作が始まる。ずいきを揃えて一定の長さにし、これで四方の屋根や壁を神社で借りてきた台にそつて造る。ずいきは、竹串で刺し台に沿つて固定する。夕方、作業が終了すると、参加者で直会となる。

十月十三日も引き続いて朝からずいき神輿を製作する。側面と屋根を固定し各側面には春夏秋冬の飾り物をつける。夕方にはこれが完成する。完成したずいき神輿は、縁側から座敷に運ばれて床の間に据えられる。湯立ての時、依代となつた神とハライグシを神輿の上に立てる。その後「本膳」と呼ばれる秋祭の中で最大の直会の準備となる。この席に出席するのは、重親類では年齢順の席につく。本膳は七時から頭人の挨拶が始まる。この直会も特に儀礼はなく進められる。

十月十三日 頭渡し

十三日の早朝に、各公文からそれぞれの頭人に書付が配付される。この書付は各公文によって若干内容が異なるが、基本的に十三日の夜に行われる頭渡しと十四日に行われる芝原式に頭人が持参する物を記したも

のである。頭人に書付を渡すとともに、この日の朝に四年後の頭人になる人に呼び出しをかける。呼び出しは東座のように口頭でかける場合と、西座のように短冊を渡す場合がある。

頭渡しは各公文の家で行われる。午後七時頃に今年の頭人と翌年の頭人、翌々年の頭人、公文、定使、給仕が出席する。初献は今年の頭人と翌年の頭人の間で行われ、翌々年の頭人は加わらない。式献は頭渡しの際の披露の意味であるとされ、翌々年の頭人も加わって行われる。公文と今年の頭人は紋付羽織・袴姿で他の者は背広を着用する。式はすべて無言で行われ、最後に公文が、頭渡しの際の無事の終了をつけて頭渡しが終了する。

十月十四日 本祭・芝原式

十四日午前十時には、花火とともに頭人は、湯立ての水でずいき神輿を清めた後、家から神社に出発する。神輿の行列の先頭は羽織姿で警護の棒を持った子供二人で、後ろに羽織・袴姿の頭人と重親類二人が担ぐずいき神輿が続き、近い重親類一人が正装で神輿につく。頭人の家では製作にあたった重親類や村人たちが数多く詰めかけて神輿の出発を歓声をあげて見送る。御上神社に着くと、楼門の前で所定の位置に神輿をおいてすべての神輿が揃うのを待つ。十一時前にこれらの神輿が揃うと、式典に先立って神輿を拝殿の所定の位置に置いて、各頭人はそれぞれの神輿の前に着座する。

式典は神主の祝詞奏上、巫女舞と続き、各頭人が玉串を奉奠する。その後には区長、氏子総代が玉串を供え、各頭人が御神酒を頂いて式典は終了する。頭人は家に帰って直会を行い、神社では宮司・巫女・区長・氏子総代等で直会が行われる。

芝原式

芝原式は十四日の午後七時三十分頃から始まる。本祭の式典終了後、頭人は家で重親類を中心にして直会を行うが儀礼はない。この芝原式の

参加者は、神主、各公文、各頭人、定使、出入りで、東座と西座からは十歳前後と十五、六歳前後の男児の力士が二名ずつ出される。芝原式に参加する時に各頭人は、花びら籠、酒、鮒ずし、メズシ（座によって酒肴は異なる）、カワラケ二枚、包丁、まな板、まわし、刀、サラシ一反（これは力士が使用する）を持参する。神社に到着すると、持参した品物のうち、花びら籠を楼門前の机の上の所定の位置に置く。花びら籠の下には、花びら餅が置かれるが、これは神社の方で準備する。神社に向かう頭人は、紋付羽織・袴で供の者がつきそい、すべての参加者が揃うまで社務所で待つ。芝原式が行われるのは、楼門の手前二、三十メートルの所で凹形に筵を敷いて座席をつくる。筵の両端に近い場所にかがり火をたく。すべての者が揃い着座すると行事が始まる。式の最初は各公文が頭人の名前を書いた書付を総公文（長之屋の公文）に渡すことから始まる。次に各頭人の花びら籠と花びら餅をそれぞれの公文の前に置く。この後、各座ごとに持参した酒と酒肴で簡単な宴を行う。袴を着けて尻をからげた恰好をした出入りは、この後、一旦、楼門から本殿の方に向かい、猿田彦の面をかぶり、右手に木製の矛をたばさんで出てくる。この時の歩き方は通常と異なり、片足を上げると一旦そこで止めて、ゆつくりと足を地につける。次にもう一方の足を同じような動作を行いながら歩いていく。こうして、ゆつくりと芝原に到着すると、時計の反対回りに凹字形の筵の中央を回って、総公文、東座の公文、西座の公文、各座の頭人に対して矛を突き、後に鼻の下に右手の親指をつけて何かを飛ばす所作を行う。この時それぞれの突かれる人々は軽く礼をする。公文の行うこの所作が終了すると、出入りは再び楼門から本殿に向かい、面を外して再び芝原に戻る。

これらの一連の行事が終了すると大相撲・小相撲の行事となる。この相撲は先に述べた東座と西座の頭人（各座とも上座・下座の計四人）から出される各々二人ずつの子供によって行われる。化粧廻しを着し、晒

を巻いた刀を眼前に捧げた後、出入りが行事となって組み合う。「ヤー、トー」の掛け声で互いに抱き合う恰好をするだけで本当の相撲ではなく勝負にはならない。これが各々二番ずつ行われる。この相撲も四字形の筵の中央で行われるので、公文以下の着座した人々は鑑賞することになる。この相撲が終了すると、ずいき祭りの一連の行事はすべて終了し人々は解散する。

ずいき祭りの祭祀組織

以上、ずいき祭りの状況について見てきた。これらの一連の行事の中で、頭人がずいき神輿を造り神社に奉納するという祭の公的な部分については、当然のこととして頭人が中心になり、かつその親類が中心になって準備され執行される。しかし、一方でその頭人と翌年の頭人との頭渡しの場面やずいき神輿奉納の終了後に行われる芝原式の場面では、神社や神主と頭人という関係ではなく、各座の公文が中心になって行われていることに注目したい。すなわち、座を維持し、確実に頭人を決めて、翌年のずいき祭りを恙なく執行できるように組織化する役割は、各座の公文が中心になって行い、かつそれを総公文である長之屋の公文が統括しているという姿が見えてくるのである。もちろん、現在のずいき祭りにおいては、御上神社の神主は近代以前の家筋として固定されていた三上氏ではなく、その点で、例えば芝原式における神主の位置付けが果して本来的な神主家の位置付けであったかどうか疑問点もなしとはしないが、それにしても、頭渡しや芝原式には、神社や神主家は関与せず、すべて公文の手で執り行われているのである。

また、宮座としてこのずいき祭りの祭祀組織を考えると、多くの宮座とは異なる大きな問題点がある。すなわち、「長之屋」・「東座」・「西座」の三つの組織はあくまでも頭人を選出する母体としての機能のみがあつて、それぞれの座では座衆間での儀礼の場は存在していない。換言

すれば、「長之屋」・「東座」・「西座」という組織は頭人を選出するためだけに存在し、現状では座としての繋がりを示す儀礼は全くないという状況である。頭人がその義務として、各種の供え物を準備したり、ずいき神輿を制作する際には、その頭人の属する座衆がこれを手伝ったり、補佐するということではなく、あくまでも頭人の家の親類が中心になって行われるのであつて、座としての横の繋がりは全く機能していない⁽²⁾。座衆にとつては、自分の属する座がどれであるかは自明のことではあるが、実際のずいき祭りの執行については、座自身は何の機能も果たしていないし、ずいき祭りに限らず、それぞれの座が座全体として行う儀礼や行事は全くないという状況にある。ずいき祭りの中で、本来、座の行事として執行されるべき「頭渡し」や「芝原式」の場面では、座全体や座衆の一部が関与するのではなく、いわば公文と頭人だけによる行事となっている。すなわち、ずいき祭りの祭祀組織は、「長之屋」・「東座」・「西座」という名称から宮座であると考えられてきたのであるが、現状では座としての要件を満たすような座自身の儀礼や行事はなく、それぞれの座はいわば公文が「ずいき祭り」を執行するために、その頭人を選出する単位としての機能しか有していないように思われる。もちろん、このようなあり方が、この宮座の成立時期からそうであったとは考えられない。次に史料の上から、この宮座の変遷について考えてみたい。

公文と座衆

中世後期から近世に至るずいき祭りの頭人や新人者について考える際に欠かすこのできない史料がある。これが先に紹介した永祿四年（一五六一）から寛政十三年（一八〇一）まで書き継がれた「三上若宮相撲神事帳」（御上神社文書第二二三号、以下「相撲神事帳」と略す）であり、この史料を中心に考察を進めたい。

「相撲神事帳」は、本来、長之屋総公文である大谷氏の家に伝来したも

ので、いわば長之屋の文書であるという性格を有している。そして、記載の内容は永禄四年（一五六一）から寛政十三年（一八〇一）までの各年の頭人の名前を各座毎に記載したものであるが、特に長之屋については、永禄四年から元和八年（一六二二）までの新入者の名前を記しており、東座や西座にはそのような記述がないことから、この史料が本来、長之屋に伝来したものであることを示している。冒頭には次のような記述がある。

三上若宮殿相撲之事去天文拾年丑歳に北方下人に三人迄相當候然

處に一度二菓子三合迄北方盛間敷之由被申候て中絶仕候ヲ栖雲軒⁸⁾

再興候て當年永禄四西歳二再興仕候者也

これによると天文十年（一五四一）に北氏下人に三人の頭人があたり、そのために中絶したが、永禄四年（一五六一）に栖雲軒（三上氏）が再興したこととされている。この時期の宮座を物語る史料がないため、正確な事情は判明しないが、この記述が事実であるとすれば、この再興された時期に何らかの形で宮座の再編が行われたものと思われる。したがって、この史料の内容は再編以後の宮座の状況を示していると推測される。実際の記述は、長之屋、東座、西座の順に各年の頭人の名前二人ずつを記し、文書の裏には該当する年の新入者（先に述べたように長之屋だけの）を記している。この新入者の記述は、元和八年（一六二二）までであり、臨時的な新入者を除けば、新入者の定期的な記述は全くなくなり、この時点での頭人と新入者のシステムに大きな変更があったのではないかと推測される。このことは後で再度触れることにしたい。

さて、中世の各座の頭人の名前から、かつて高牧實氏は次のように指摘された⁹⁾。

頭人には、名字を名乗り「殿」「方」を付された者、寺坊、百姓、大工、紺屋、殿・方の下人、百姓の下人がみえる。長之屋の殿・方は因幡田氏、東林寺氏、平野氏、堀池氏、大谷氏、苗村氏、平子氏、

三上氏、上堂氏である。東座には永田氏、北氏、山本氏、妙光寺氏、奥氏、辻川氏、土川氏、西座には西村氏、山田氏、中川氏がいる。確かに、各座の頭人の名前を見ると、名字を持つ者が特定の座に偏るということはなく、同時に名字を持たない百姓、下人、紺屋、寺坊等も各座の頭人として見ることができ、座毎にその名字は決まっているようである。

これらの名字は中世後期の時点においては、有名な「築争論」との関連性が興味深い。永禄元年（一五五八）の「築争論」は、三上荘前河表の上り築をめぐって、東林村衆と小中路・大中路・妙光寺衆の三上三村との争いであつた¹⁰⁾。この築争論は弘治二年（一五五六）から永禄元年（一五五八）にかけて行われたものである。弘治二年八月に東林寺村衆が三上荘前の野洲川表に築を指し、これに小中小路、いなはた（大中小路）、妙光寺村の三村衆が異論を呈したことはない。この時の争論は、三村衆が地頭永原重興に訴え、その調停にゆだねたが裁許はこの時には留保されたものと思われる。しかし、東林寺村衆は「御公事落居」と称して、そのまま築を指したことから、永禄元年八月には、再び両者の間に論駁が繰り返されることになった。

三村方の主張は、三村の築衆はここ数十年來、鯨築を設置してきたもので、これに対して東林寺方は弘治二年に初めて鯨築を設置したものである。今まで、一切の上魚は川筋がいく筋あつても三村衆が春秋ともに設置してきた。川表は社家衆だけの知行ではないとして、三村衆の築設置権と東林寺方の築設置権の否定を主張した。これに対して、東林寺村衆の主張は、三村衆が数十年來築を設置してきたことは認めるが、東林寺村衆が築を設置したのは、既に許可されていることであり、春秋の上築権は三村衆の独占ではない。川表の知行権は、神館方並びに社家衆が第一であると主張した。川筋と築の設置方法については、三村方は、天文十一年（一五四二）には川は一筋で三村が築を設置したが、東林寺村

方は設置していない。天文十五年（一五四六）も同様である。天文二十四年（一五五五）には川筋は二つになったが、両川とも三村衆が築を設置した。この時は、その近くで東林寺村十五網で鮠を捕ったのでやめさせた主張した。これに対して、東林寺方は三村衆が提出した文書は証拠にするには疑わしいものであり、野洲川の築はすべて三村衆が支配しているかのように主張し、東林寺衆の築漁権を承認しないけれどもその証拠はどこにあるのかと反論した。この争論は先の永原重興が扱い、最終的には御上神社の御鬮に判断が委ねられることとなった。御鬮以前の両者の最終的な主張は、東林寺衆は野洲川の築は御上神社の神館・社家の支配である。川筋が二筋の場合は、鮠の上の方に築を設置し、他の一筋に三村衆が築を設置する。水流が一筋の場合には、東林寺衆が独占し、その下手に三村衆が築を設置してはならないと主張した。一方の三村衆は、河表の知行権が神館・社家の進退であるというのは虚言である。往古より春秋の上魚は三村が知行して来た。水流が一筋のときは、三村衆が河下に築を設置し、水流が二筋・三筋でも三村衆が川下に築を設置して、その上流に東林寺衆が築を設置せよと主張した。最終的にこの争論も、永祿元年（一五五八）九月に永原重興の任命した奉行人の立会いのもとで御鬮を引くという形で行われ、結果として東林寺方の全面的な勝利となった。即ち、三村衆は築の設置権を子々孫々に至るまで否定されることとなったのである。祝宮静氏は築漁はもともと次のようなものであったと述べている。¹¹⁾

野洲川のヤナ衆が三上大明神の神威を畏みて初魚を供進したことは、勿論、信仰より出発したものであろうけれども、供祭ヤナと称し公用御費を納めるに至っては反対給付を予期しなかったものと断言することは出来ない。然らば反対給付とは何か、既得営業権の擁護に外ならないのである。神威をかりて他の濫妨を停止せられんとするに外ならないのである。また、一方、神社としても神領とあらば之

を守護すべき当然の義務を生ずるのである。卓越した精神的権力を動かして之を支持すべき必要を感じるのである。かくして相互扶助的關係は極めて打算的にも強化せられるのであった。

このような関係を前提にすれば、前述の争論の双方の主張も合わせて考えると、野洲川における築設置の既得権はむしろ三村衆にあったと考えた方が素直であり、三村衆が社会的にも経済的にも社家衆たる東林寺方に対して相対的に地位を上昇させたことに対する神館と社家の危機感の現れであると考えられよう。¹²⁾ この築漁は、それ自身、御上神社の祭祀と関係の深かったことは、江戸時代の寛文年間（二六六一―一六七三）の「寛文文書三上大明神之事」¹³⁾を初めとする多くの史料の中で、九月九日に三上神社に鮠を供えるという慣例を記していることから判る。

また、この争論の過程で東林寺方の主張として、三村衆の中に「まうと」¹⁴⁾の混在することが問題とされていることも興味深い問題である。すなわち、もともと三村衆が隷属的な地位にあったことを「まうと」の存在によって主張しようとしたとも考えられるからである。

これらの東林寺村衆として署名している者の名字は、長之屋の頭人の中で殿・方を付された名字を持つ者と比較すると、良く対応することがわかる。また、三村名主として署名している者の名字は、長之屋の頭人で名字を持つものとはほとんど対応せず、この中世後期の宮座は長之屋が東林寺衆を中心とし、東座、西座は三村名主を中心とすることが分かる（表2・表3参照）。この東林寺衆はこの争論の裁定でも有利にとりかはからわれていることから分かるように社家衆を指しているものと推察でき、中世後期の宮座は長之屋¹⁵⁾ 社家、東座、西座¹⁶⁾ 名主という構成であったということができよう。もちろん、長之屋であっても、社家だけでなく名字を持たない百姓や下人も頭人の名前として確認できるし、東座・西座も名主だけでなく、百姓の名前を確認することができるが、総体として見れば、長之屋と東座・西座の出身階層の異なりを見ること

表2 東林寺衆(AとB)と三村名主衆(C)として署名した者

A(弘治二年)1556	B(永禄二年)1559	C(永禄二年)1559
小林孫左衛門	小林	北伊賀入道
平野又二郎	平野又次郎	北新次郎
平野小三郎	平野小三郎	北彦次郎
平野小四郎		北九助
平野小太郎	平野小太郎	南与左衛門入道
平野三郎衛門	平野三郎右衛門尉	南与一郎
平野二郎右衛門尉	平野次郎左衛門尉	妙光寺五郎左衛門尉
大谷孫太郎	大谷孫太郎	妙光寺七郎兵衛
東林寺助太郎	東林寺助太郎	妙光寺駿守
岩藏新二郎		因幡田助三郎
岩藏新右衛門尉	岩藏新右衛門尉	飯田弥次郎
中村弥六	中村孫十郎	新(堀池)左衛門大郎
山本神六	山本神六	中川新九郎
平子弥七	平子弥七	永田与一郎
因幡田弥太郎	禰宜与太郎	永田源七郎
	山本神兵衛尉	永田大郎兵衛
	中村六郎右衛門尉	永田左衛門次郎
		永田源左衛門尉
		山本久助

A = 就當村衆歟築之儀各一味同心ニ致相談可申達連署之事
 B = 築置目
 C = 靈社起請文
 いずれも御上神社文書による

ができ、そのことが長之屋と東座・西座の序列意識と繋がっていると考
 えることができる。もちろん、座内においても名字を持つ者とこれを持
 たない者の間で何らかの階層的な意識があったと思われる。
 一方、この争論で重要なことは、本質的に杜家衆と名主中という二つ
 の階層間の争いであつたものが、史料の上では基本的に「東林寺衆」と
 「三村衆」(小中小路・大中小路・妙光寺)という、この当時から既に存
 在したであろう集落の名称を使用していることである。言い換えれば、
 階層的な対立関係を地域的結合を表面にした対立としてしている点であり、
 ずいき祭りの性格を考える上で重要な点であると思われるので、後で再
 度取り上げることとしたい。

表3 「三上若宮相撲神事帳」にみる各座毎の姓氏

長之屋	東座	西座
因幡田氏 ※林	永田氏 ※三	西村氏
※三	北氏 ※三	山田氏
東林寺氏 ※林	山本氏 ※三	中川氏 ※三
平野氏 ※林	妙光寺氏 ※三	
堀池氏 ※三	奥氏	
大谷氏 ※林	辻川氏	
苗村氏 ※林	土川氏	
平子氏 ※林		
三上氏		
上堂氏		
註 三上氏は神主家 因幡田氏は両方 にある。		

※林は表2の東林寺衆と同じ姓を持つ者
 ※三は表2の三村衆と同じ姓を持つ者

新入者と頭人
 さて、次に長之屋で判明する新入者と頭人の関係を見てみよう(論文
 末表8参照)。この表を見てまず最初に注目しなければならないのは、
 毎年の頭人が二人であるのに対して、新入者も原則的に二人であり、そ
 の両者の関係は頭人が父親であり、その年の新入者がその息子である
 という原則がありそうなことである。新入者はほぼ頭人の名前を肩に記し
 て、その血縁関係を記述し、また、その新入者が実際に頭人を勤めた年
 号を記すことを原則としており、たまたまその新入者が死亡や逐電等
 実際の頭人を勤めなかつた場合には、その理由を記すことにしているよ
 うである。
 二人以上の新入者がある場合もあるが、これらの者は頭人との関係が
 不明な場合もあるが、その多くは、二男、三男等の記述があつて、有力

者には二男、三男まで宮座への加入資格があったことを示している。⁽¹⁶⁾

頭役勤仕の一例として、永祿四年（一五六一）に長之屋の上座の頭人を務めた因幡田新二郎の場合も見てみよう（表4参照）。この表で言えば、この時の新入者の名前は「因幡田新二郎殿嫡子」であるが、同時にこの名前の肩には「子ハ雖無之候如此候」という注記が記入されている。この注記については後で触れる。

さて、この時の新入者が頭人を務めたのは、天正六年（一五七八）の因幡田新三郎殿であると考えられ、この間は十七年ということになる。この時の新入者は「因幡田新三郎嫡子」である。これが頭人を務めたのは、天正十九年（一五九一）のことであると考えられ、この間は十三年ということになる。以下、一部不明な点もあるが、新入者が頭人を務めるのはほぼ十四年から十一年ということになる。新入者と頭人の関係は、必ずしも全く機械的に決まるものではなく、時々事情によって取りやめになることや遅れることもありうると思われるが、新入者と頭人の関係はシステムとして一定のものでなければならぬものであるから、この十四年から十一年というのが通常の年次であると考えられる。

もちろん、この段階で長之屋の宮座が、近代のそれと同じく上座・下座という家筋によって勤める頭役が異なっていたかどうかは不明であるが、結果的にはそのトータルの数は変わらない。ということは、毎年、二名ずつの頭人が選ばれるとすると、長之屋の場合にはこの十四年から十一年に一度頭人を務める規模ということになる。すなわち、二十八人から二十二人が長之屋の規模ということになる。この場合の規模というのは、後には必ずしも人数そのものではなくて、これを構成する家の軒数として考えても良いかもしれない。時代は下るが、「相撲神事帳」の慶長十三年（一六〇八）の記述に次のような箇所がある。⁽¹⁷⁾

長屋村人無人二候テ頭役既十三四年に相當仕候間、當年ヨリ座中申合頭ヲ勤候者ハ饗式せんあて下申候未頭ヲ不勤者ハ忝せんあて

下申候二衆議仕候者也

この記述によると、慶長十三年（一六〇八）時点でも頭役が十三〜十四年で当たる状況であったとされ、言い換えると年に二人の頭人がこの宮座から選出されるとすると、その規模は二十六人か二十八人程度ということになり、先に紹介した十六世紀半ばから最後期での二十二二人から二十八人という長之屋の規模と比べても、ほとんどその数は変わらないということになるであろう。いずれの時期も、その時点での西座と東座については、これを構成する人数が全く不明であるので、現在、見られるような極端な座の構成員数のアンバランスがあったかどうかについては不明であるものの、少なくとも長之屋の場合には、近世・近代を通じて極端にその座衆が減少したということではなさそうである。もともと長之屋の構成員の数は、東座や西座と比較してかなり少なく、そのことが逆に長之屋が他の座に比して上位であることを示していたと考えられるかもしれない。もちろん、十六世紀中葉頃の長之屋の構成員の階層——その多くが名字を持ち、殿や方で呼ばれる存在を中心に下人までを含む——が近世を通じて変化しなかったということではない。「相撲神事帳」の享保六年（一七二一）の記述の中には次のような記述がある。

竹田梅龍殿儀一家之衆も無之神事勤申事も難成候得共、里村に而東林寺殿と申家大切之訳有之、諸役ハ除キ家来新右衛門方二而為勤申候、重而も此通能々御菓子柿いも諸当り持寄勤申候

つまり、当時の竹田梅龍氏の家はもともと東林寺殿と呼ばれた家筋であり、里村（東林寺村）⁽¹⁸⁾に居住していたが、一族もなく困窮している状況であったので、その家来衆にあたる新右衛門が勤め、ずいき神輿の奉納は他の諸頭が行うことになっていったことである。竹田梅龍は中世後期の社家と思われる東林寺殿の子孫であり、この時点までは零落しながらも、かろうじて長之屋の構成員であったことを物語っている。また、十六世紀中頃の「相撲神事帳」では「〇〇殿下人」と表記されている

表 4 頭役勤仕の例

永禄四年 上座 因幡田新二郎殿 (頭人)	※(子ハ雖無之候如此候) 因幡田新二郎殿嫡子 (新入)	←	
天正六年 下座 因幡田新三郎殿 (頭人)	因幡田新三郎嫡子 (新入)	←	17年
天正十九年 上座 因幡田新右衛門尉嫡子 (頭人)	※(子も孫も無之候へ共頭勤候而如此候) 因幡田新右衛門尉孫嫡子但甚二郎子 (新入)	←	13年
慶長五年 (天正十九年の新入注記では出てこない。)	因幡田新右衛門尉嫡子歴満 (新入)	←	14年
慶長十年 上座 因幡田甚二郎 (頭人)	※(子ハ無之候へ共頭勤候而如此候) 因幡田甚二郎嫡子 (新入)	←	15年
元和元年 下座 因幡田菅十 (頭人)	因幡田菅十嫡子千法師 (新入)	←	12年
元和三年 上座 因幡田甚次郎嫡子 (頭人)	因幡田甚次郎孫嫡子 (新入)	←	12年
寛永四年 下座 いなばた勘十郎 (頭人)		←	12年
寛永六年 上座 いなばた甚二郎 (頭人)		←	13年
寛永十五年 上座 因幡田勘左衛門 (頭人)		←	? 9年
寛永十七年 下座 因幡田与作 (頭人)		←	12年
慶安五年 下座 因幡田六兵衛		←	15年
寛文七年 下座 因幡田六兵衛		←	14年
延宝九年 下座 小中小路村勘左衛門 (頭人)		←	14年
元禄九年 下座 因幡田小中小路村勘左衛門 (頭人)		←	15年
正徳二年 下座 小中小路村勘左エ門 (頭人)		←	15年
享保十三年 下座 小中小路村勘左衛門 (頭人)		←	16年
延享元年 下座 小中小路村勘左衛門 (頭人)		←	16年
宝暦十年 下座 小中小路村勘左衛門 (頭人)		←	18年
安永七年 下座 小中小路村勘左衛門 (頭人)		←	8年
天明六年 下座 小中小路村勘左衛門 (頭人)		←	5年
寛政三年 下座 小中小路村勘左衛門 (頭人)		←	

た存在が、この時点では、恐らく実際の隷属的な関係ではないにしても「家来」と表記されるような伝承を持ち、実際に主筋の家に代わって頭人を勤めることがあったことが見られる。このように零落した存在であっても、長之屋の構成員として認められてきたというのは、もちろんこの記述の中に見られるように、竹田氏が「大切之家」であったということであるが、それ以上に先に指摘したように長之屋の構成員の数が三十人を欠けるというかなり少数の構成員によっていたことと関連すると思われる。元禄五年（一六九二）に次のような記述がある。

一、長ノ屋諸頭極ハ家とく并名人ニ懸リ勤させ申咎申候 長ノ屋ノ屋敷へ外座ノもの来候而も長ノ屋相勤させ申極也

すなわち、もともと長之屋の構成員の家跡（屋敷）に、他の座に属する者が来住することがあった場合には、新たに来住した者は長之屋の構成員として、頭役勤仕をしなければならぬことを示しており、先に指摘したように長之屋が少数の構成員によってなっているからこそ、構成員で零落して村を去るような事情が生じた場合に、その構成員の家跡に來住した者に長之屋の頭役勤仕を負わせるということが行われたのではないかと推測できるのである。このように見てくると、長之屋はもともと他の座に比べてかなり少数の構成員でなっており、その結果頭人勤仕による経済的な負担が他の座に比して大きくなろうとも、積極的に構成員の拡大を図ろうとしなかったのは、長之屋が他の座とは異なりもともと社家を中心とした構成であって、他の座に比して明らかに権威を保持していることを示すためであったと思われる。なお、諸頭とは、近江ではよく見られる中世後期の村人身分の呼称であり、近世には一定の家格を示す言葉として使われることが多く、株座では、座衆²⁰諸頭という場合も多いが、三上の場合には少し事情がことなつたようである。

「自永録四年至明治八年相撰神事西公文所記録」〔御上神社文書第二二四号〕の中には明和八年（一七七二）に起こった西座の頭人の上下につ

いての事件が記載されている。

この事件は、この年の西座の頭人清右衛門と徳兵衛について、彼らは年齢の点で徳兵衛が年上で清右衛門が年下であることから、西座における頭人の上下決定方法からすれば、当然、年上である徳兵衛が上座頭人、清右衛門が下座頭人となるはずであったが、清右衛門に剃髪した親がいたために、清右衛門を上座頭人にしたところから起こった。禪門（剃髪した者）は「世ヲ通れ候得者、御除被成候而今日世事相勤候仁ニ而上座末座を分候様ニ致度」という意見と「古来より剃髮致候ても、命ノ限りニ可相勤御神事之儀ニ候」という意見があり、結果的に「剃髮候ても年兄之儀なれハ、永々上座被致候様相談相極申候」ということになった。実は、この時に「西座連中ニハ入人之家筋有之候得者、此御座配相改申度候」と「もろ頭」が西座公文の照覚寺に申し入れ、これに対して「入人之家筋」は「兎角古来ヨリ之通」として反対し、西座公文の照恩寺が困惑することになった。結果的には従来のとおり、年齢の上下によって上・下頭人を決定したようであるが明確ではない。ただ、このやりとりの中で「もろ頭四十余人」と「入人十人之衆中」という文言があり、諸頭と入人という区分があったことがわかる。この諸頭四十余人は西座のみの諸頭の数か、長之屋、東座を含めた全体の諸頭の数であるか明確ではないが、事件の発端が西座内部における頭人の上下を巡る論争であることから、恐らく西座における諸頭の数を示していると考えられる。このように、十八世紀後半にも諸頭と入人という一種の家の区分があったことを窺わせる。ただし、この諸頭と入人という区分が、実際にどのよう機能したかどうか不明である。この争論の経過からすれば、西座はもともと頭人の上下は、年齢によって決まるものであり、この時点で初めて諸頭が入人と座配を明確にしたいと主張しているのであるから、諸頭と入人という家の区分は、ずいぶん祭りの中ではあまり意識されて来なかったということになる。先述したように、この宮座は中世後期の時

点でも、社家や有力名主のように名字を持つ者だけでなく、一般の百姓や下人も含むものであったことからしても、入人もこの宮座の正規の構成員であったと思われる。宝永元年（一七〇四）の記録には「長之屋東西諸頭ヨリ毎年八月神事前二米壹升宛明神御初尾と名付頭元へ遺頭元ヨリ惣公文へ可相納者之⁽²³⁾」とあり、この場合の諸頭という言葉は、一定の家格としての諸頭ではなく、むしろ座衆そのものを指す言葉として使用されているようである。

さて、次に「子ハ雖無之候如此候」という注記について考えてみたい。文言どおりに解釈すれば「子はいなかったが、このようにした」ということである。つまり、子供はいなかったけれども、この者（新人として記載された者）の宮座への加入を認めたという意味にとれるのである。この場合、子供がない存在というのが、果して新人者として記載されている者なのかあるいはその年の頭人かどうかは全く不明である。そこで同様の記述を見ていくと、天正十九年（一五九一）には、「因幡田新右衛門尉孫嫡子但甚二郎子」を新人者とするが、同じく右肩に「子も孫も無之候共頭ヲ勤候間如此候」という記述があり、また、慶長十年（一六〇五）には「因幡田甚二郎嫡子」を新人者とするが、その右肩に「子ハ無之候へ共頭勤候而如此候」という記述がある。これらの記述からすると、子供がない存在というのは新人者のことではなくて、「頭人」のことを指していると思われる。つまり、頭人に子供がない場合には、子供はいないけれども、新人者としてその子供を認めたという意味にとれる。確かに上記のような注記のない場合には、ある年の頭人に対して新人者はその子供であるという原則が見られる。したがって、少なくとも長之屋では頭人を務めるといって一種の義務を果たすことによって、その子供の新人が認められるという原則があったということができる。そのような原則があったからこそ、「子ハ雖無之候如此候」という注記が生まれる―すなわち、恐らく未だ誕生していない頭人の子供を新人

者として認めるということが見られるのではないだろうか。換言すれば「誕生していない子供」を新人者として認めるということは、本来の宮座のあり方にとっては全く異常であるにもかかわらず、そうする必要があったということになる。一方で、この宮座の規模が先に述べたように最大二十八人前後であったとすると、二人の頭人が毎年必要とされることから、平均としては十四〜十五年で頭人を務めることになる。その場合、頭人がその時点で子供がいらないという状況で、「誕生していない子供」が新人者として認められたとすれば、仮にすぐにその子供が生まれて実際の宮座に加入したとしても、その子供が頭人を務める十四〜十五年後の時点では、その子供の年齢は十四〜十五歳以下ということになるから、その時点でも新人者は基本的に「誕生していない子供」という可能性が高く、更にこれが誕生するのが数年先になるとすれば、頭人の年齢は更に低下するということになる筈である。このために、新人者として登録されながら、その新人者が頭人を務める時期が来ても、実際には新人者がいないために、別の者（原則的にはその親か）が何度も頭人を務めるといふ事態が発生したはずである。したがって、このシステムは最初から長之屋程度の人数の宮座にはそぐわないシステムであった可能性が高い。

しかし、ここで注目しなければならないことは、一方で頭人を務めるという義務を果たすと同時に自分の子供が座の新人者として認められるという原則の中で、架空の子供が登録されるということも、それをする事による何らかの優位性があったということにもならないだろうか。この場合、思い起こされるのは、『今堀日吉神社文書』の応永十年（一四〇三）の「座公事定書案⁽²⁴⁾」の規定である。この当時、今堀の宮座は「村人」と「チケ（地下）ノ中人マウト（間人）ノ人」の二つの階層によって構成されていたとされるが、その二つの階層の差に基づくとと思われる座中での区別は、「チケ（地下）ノ中人マウト（間人）ノ人」は「三ツ

アニ(兄)ニテアリトモ、下ニツクヘシ」という文言として表現されている。すなわち、「チケ(地下)ノ中人マウト(間人)ノ人」は三歳年上であつても、「村人」の下につくことが要求されている。「村人」と「チケ(地下)ノ中人マウト(間人)ノ人」の差は明らかであつても、その階層を宮座のシステムの中で反映させる場合に、「チケ(地下)ノ中人マウト(間人)ノ人」だからというのではなく、「村人」との階層差を年齢の差として記述していることに注目したい。すなわち、社会的な階層差を年齢の差として記述しなければならぬ社会のあり方である。これは一種の年齢階梯的な社会規範を前提としなければ理解できないことであろう。その当時の今堀の宮座と長之屋の宮座を均質的なものとして捉えることはできないが、この長之屋における架空の新人者の登録システムを考える場合に非常に参考になる。すなわち、宮座に加入する年齢が低い―その人にとって早い時期であればあるほど、―同一年齢の者に比べて明らかに優位である―より早く上位の地位を占めることができるということが約束されていなければ、架空の新人者を認めるというようなシステムが存在し得たとは思えないからである。また、もう一方の事情として想定されるのは、頭人が務める神事儀礼の中で、どうしても頭人だけでなく、その子供が必要とされるような事情があつて、本来、頭人とその子供という儀礼上の役割から、頭人と新人者の関係があるべきであるということから、敢えて架空の新人者の記載―実際の儀礼においては、関係のある子供を登場させたのであろうが―として現れているのではないかということである。例えば、現行のずいき祭りでは、芝原式の最後の場面で、東座と西座の頭人から出された子供による大相撲・小相撲の神事がある。現在ではこの行事自身、芝原式の最後の場面の付け足しのようにも思える簡単な行事であるが、ずいき祭りはもともと「若宮殿相撲神事」と呼ばれ、また、御上神社に鎌倉期とされる「相撲人形」が残されている点から考えて、本来、かなり重要な行事であつたことが

想定できる。また、現在では東座と西座の頭人から出されるそれぞれ二人の年齢に差のある子供が務め、その子供たちは頭人と親子の関係であることを要求されないが、本来のこのような行事のあり方から想像すれば、むしろ本来は親子関係であつたと考える方が自然であろう。現在の行事の中では、長之屋は相撲を出さない。しかし、「寛文文書三上大明神之事」⁽²⁵⁾には次の記述がある。

一 九月十四日ノ御神事ノ頭人トテ十二人ノ頭人有リ正頭六人助

頭トテ六人有リ是ハ若正頭之人火ノ指合有ル時助頭之人勤ル

御神事ヲ也故ニ定ム十二人ヲ助頭以来二年間之精進忌悪敷火

也十一日ノ夜御湯立トテ六頭之家ニテ立ル御湯十四日之晩ニ

一頭ヨリ備神前へ御饗并花餅御菓子一合ヲ六頭共ニ備之十

二番之神ノ相撲有リ其外少々儀式有之是ハ地主若宮ノ御神事

之由申伝 (傍線筆者)

これによると、この相撲はもともと六頭(各座二人の正頭)から十二番の神の相撲があつたことになり、先に紹介したように現在の相撲の取り組み数よりも四番多い。現在の行事と同じように東西両座だけから相撲を出したとすれば、各座の上下頭人からそれぞれ三番ずつを務めたということになるが、一方で長之屋を含むと長之屋、東座、西座の三座の上下頭人からそれぞれ二人ずつ出せばよいということになり、現在では姿を消している長之屋の上下頭人からも相撲を務めることがあつた可能性を示している。なお、この相撲が子供によつたことについては、宝永七年(一七二〇)八月の三上神社録⁽²⁶⁾に「小兒輩務ム之ヲ又九日ヨリ至り十四日頭人ノ家潔斎」とあり、現在と同じく子供が務めたと考えられる。恐らくどちらか一方の理由によつて、このシステムが構築されたのではなく、両方の理由からこの特殊なシステムが作られたのではないかと思われる。しかし、いずれにしても、架空の子供を新人者とするという矛盾によつて、このようなシステムは改変を余儀なくさせられたと考え

られる。²⁷⁾

先に述べたように、この「神事帳」の頭人と新人者の関係についての記述は、次のような変化を遂げている。すなわち、新人者に記された頭人を務めた年次については、慶長十三年（一六〇八）で記載されなくなり、定期的な新人者の記述自身も、元和八年（一六二二）で終了し、以降、新人者の記述は定期的なものではなく、その人数についても一定の数でなくなり、散見するのみとなっている。恐らくこの時点以降については、記述される新人者は臨時的なものに限定されていることが窺われる。言い換えれば、特に入座者としての記述を必要としない、自動的に頭人が決定されるシステムが再構築されたのかもしれない。

また、先に述べた「子ハ雖無之候如此候」という特殊な注記についてみると、これも元和七年（一六二二）がその最後となり、以降はその注記がなくなる。恐らく慶長十三年（一六〇八）から元和八年（一六二二）の間従来のシステムが整理され移行される期間を設定したものと思われる。しかし、一方で従来のシステムを支えてきた年齢階梯的な原理がすぐに消失したわけではないことも明らかである。例えば貞享二年（一六八五）の三上村の「村掟」²⁸⁾の中に次のような記述がある。

一、ほつたいの時分ハ猶以身体ニ応シ、せんちやばかりにて名ひ

ろめ可申事

ここでいう「ほつたい」というのは、「法体」は剃髪して坊主姿になることを意味すると考えられる。つまり、現在の宮座でも見ることできるいわば「坊主成」であることを窺わせる。通常、この「坊主成」は一定の年齢（例えば六十歳等）に達した段階で行われるものであることからすると、この場合にも恐らくそのような老齢期に達した段階で行われたものであろう。また、更に年代は下がるが、宝暦八年（一七五八）の時点でも「古来より剃髪致候ても命ノ限ニ可相勤御神事二候」とあり、この剃髪という文言は、明らかに老齢期に達した人物のことを指してお

り、この時点でも「坊主成」があったことを窺わせている。

頭役勤仕と負担

頭人の選任方法については、現在では先に述べた通り各座によって異なっている。これは、各座の構成家数の大きな格差が一つの原因になっていることは疑う余地のない事実である。先に推定したように長之屋の場合、中世後期から近世にかけての段階でも三十人に欠けるほどの規模であったことから、この時点でも現在ほどの差はなかったにしても、東座や西座と比較して少人数であったと推測できる。さて、このような頭人を務めることによって生じる経済的な負担はどうであろうか。次にこのことについて考えてみたい。

時代は下るが、宝永元年（一七〇四）の「寶永元年九月一日若宮大明神相撲神事帳」（御上神社文書第一三一号）にその経済的な負担を具体的にみる事ができる。この史料は、「近年大宮若宮十禅師拜殿樓門神輿部屋東西假屋御供所其外末社等悉及大破候」という状況の中で「九月相撲之神事を軽く勤候餘米を連、たくハへ修補之助に可致」としてその負担の軽減を決定した内容を持つものである。²⁹⁾

この史料によると、この改定以前まで東西の頭人の負担は、九月九日の甘酒とめずしの外に米一升、十三日に濁酒一升と米一升、十四日の供え物として花びら餅が大が六枚、小が一三五枚、饗（白箸・小土器）あらめ・ざくろ付きをそれぞれの座の諸頭分（ただし、事前に各諸頭から米三升ずつ渡されている）、役饗を各座の公文と市、定使、宮使の分として半饗と本饗を二盃ずつ、十四日の御供として白米二升五合ずつの負担が規定されていた。一方、長之屋は「六頭之内長之屋上下座共往古より長半分と申傳半役之勤也」とされ、これらの負担分が半分であったことを知ることができる。これは先に指摘したように長之屋が東座や西座に比して、その構成する家数が少なかったために、より頻繁に頭人を

務めることになり、その負担の軽減があったことを示している。

なお、この史料によれば、頭人と座衆の關係の一端をかいま見ることができるとすなわち、頭人は各々の属する諸頭から米三升を受け取っておき、十四日（ずいき神輿の奉納日）朝には、これで饗（春祭の例から考えると一種の白蒸と思われる）を作り、白箸と小土器に入れたあらめとざくろを添えて配ることになっていたことがわかり、現在ではもはや明確でない頭人と座衆の關係を見ることができるとも、また、先の頭人が負担する大花びらの具体的な使い方についても、十二枚は芝原式に出し、三枚ずつが神主家と二軒の社家（大谷氏と平野氏）、一枚が庵主、一枚半が宮仕、十二枚半が市に渡されたことや、小花びらも一三五枚が神主家、八十八枚が平野氏、三十九枚が平野氏の隠居、十枚が庵室、二十五枚が宮仕、三八八枚が市へ渡されていたことがわかる。十四日の御供も各頭人が負担する二升五合の白米が半饗十九盃にされて、後に神主家に五盃、大谷氏に五盃、平野氏の隠居に二盃、市に三盃、宮仕に四盃として下げられていた。これらの頭人の負担を軽減して東座と西座では上下両頭人で米三斗六升七合五夕方、長之屋は上下両頭人で米二斗六升三合七夕五才の負担とし、その代わりに一頭人あたり銀十五匁以上と、八月の神事前に各々の座の諸頭が初尾米として米一升³¹を頭人に出して、頭人から惣公文に渡して、その銀米を庄屋、年寄、三公文に貸し付けて修復料としたものである。いずれにしても、頭人を務めることによってかなりの経済的な負担があったことは事実である。なお、この史料以外にまとまった頭人の負担についての記録はないが、先に紹介した「相撲神事帳」の中には、次のような記述がある。

（天正七歳）

當年者社領廿五石御寄進付而六斗ツ、頭人ニ宮ヨリ下行候条去年寅年ヨリ又下かた半分に成申候、假屋資子モ三升宛懸候也

これによると、假屋資子三升が頭人に懸けられていたことがわかる。

ここでいう假屋資子とは、この当時にはあった假屋の修復料のような性格のものであったと思われる。現在の御上神社には、この假屋は消失しているが、先の宝永元年の史料の中でも「假屋」の名称を見ることができ、近世には假屋と称する建物があったことがわかる。また、ずいき祭りではないが、貞享四年（一六八七）の史料には「神館社家神鉾ノ大工并小笹原村鍛冶當迄西の仮屋二着座、侍分之者ハ東ノ假屋ハ着座（後略）」³²とあり、ある程度常設の建物であったことがわかる。同じく「相撲神事帳」の慶長十三年（一六〇八）には次のような記述がある。

（慶長十三歳）

天正十二年亥歳新人請け候へ共、其後守山へ逐電仕、資子ハかけ候へ共、嫡子市若幼少候て平野所ニ奉公仕候故頭ヲ勤候事成まじきと遠慮仕り候処ニ、此市若者慶長八年辰歳失申候間、資子いま懸不申中絶仕候間、當年座中よりきめをつき資子をかけさせ罷は下候者也

これによると、近世の初頭には頭人及び新人者の負担は更に大きいものであったことがわかる。

以上述べた来たように、御上神社のずいき祭りは中世後期から、長之屋、東座、西座という宮座が公文を中心にした形で行われてきた。宮座内部の組織的な変遷は、その一部を知りうるのみであるが、中世後期の段階でも恐らく長之屋は、その構成者数は東座や西座に比してかなり少なく、そのことはむしろ長之屋の権威が、その外の座に比して高いことを示していたと思われる。また、宮座の内部はもともと基本的に年齢階梯的な構成になっていたであろうと推定した。御上神社に伝わる祭祀がこのずいき祭りに限られるのならば、これ自身一種の典型的な宮座の祭祀として取り上げることができる。しかし、御上神社の祭祀はこのずいき祭りに限らない。むしろ、御上神社としては「春祭り」こそが例祭であり、神社としての最大の祭であった。そこで次にこの春祭りについて

見ていくこととする。

② 御上神社の春祭り

御上神社の春祭りについては、真野純子氏によってすでに詳しい報告⁽³⁴⁾がなされているので、この報告を基にしながら、検討を加えていきたい。現在の春祭りは、五月十四日に行われるが、昭和三十七年以降は神輿の老朽化の影響からか、それまでの渡御と大きく様相を変えてしまった⁽³⁵⁾。その意味では細部については若干の変更はあるものの、ほぼ古態を残している。き祭りと際立つた対称関係にあるといえる。本稿では、き祭りと比較する意味から、昭和三十七年以前の春祭りについて考察を加えていきたい。

春祭りの祭礼次第

四月一日 マツリガミ（祭り神）

この日は、年毎に三上を構成する五つの集落を順番に廻る「渡し番」（ワタシバン）に当たった集落では、一軒から一人ずつ出て、集会所等で春祭りで渡し番を務める役に当たる人を総代が中心になって決めた。渡し番で出す役は、昭和三十六年には、警固二人、猿田彦一人、弓持二人、練童一人、獅子二人、具足二人、太鼓打一人、太刀持十人、馬口取一人、尻引一人、射引二人、御供舁二人、世話係一人、使二人、御供蒸五人、合図太鼓一人、台持二人、買物係一人、神輿番二人、供二人、三大神役四人、唐櫃二人、馬係一人となっており、これらの役はすべて男であった。また、この日に集落によっては、五月十四日の春祭りの際に御旅所に供えられる御供用の米を精米した。実際の祭りの日から一月以上も前に役割を決めるのは、葬式や産の忌のために、役が当たった者が務められなくなった場合に、別の者が務めやすくするためであるという。

五月十三日 ヨミヤ（宵宮）

祭りの前日の十三日の午後一時頃から、渡し番の集落では家々から一人ずつが出て、神社の境内にある神輿庫から三社の神輿（大宮・若宮・十禅師）を出して、拜殿に飾る。飾った後は翌日まで渡し番から神輿番役二人が出て一晩監視する。

五月十四日 ホンビ（本日）

当日の午前中に渡し番の使いがオモノヤド（雄物宿）へ挨拶に行く。雄物宿というのは後述するように、三基の神輿を担ぐ雄物講が集合している宿のことである。羽織、袴、白足袋にカミツケ草履（鼻緒に白い紙を巻いた草履）を履いた使いが二人、雄物宿の門口で草履を脱いで、足袋裸足になって土間に入りお渡りの予定の時刻を告げて挨拶する。これをヤドツカイ（宿使い）といい、雄物講が五つあるので五箇所と同様の挨拶をしに行く。

一方、渡し番の宿では、この日の朝、宿のせいろを借りて四人ほどで米を蒸した。これを御供さん蒸しといった。御供さんは底のない桶状の型に炊いた白米を詰めて形を作り、これに真菰で五段に鉢巻きをしたものである。この型は神社から借りてくる。型は大小あるが、大きい方は高さが二十五センチ、幅十八センチほどのものである。御供さんは三つ作り板折敷に載せる。この他に御旅所での供え物として、若布の二杯酢、蒸し海老、甘酒を用意し、御供さんをつかむ箸はカエバの木の両口を削って作った。午前十一時頃になると、神社で祭典が行われる。その参列者は神社の役員以外に、区長、総代、氏子総代等であり、渡御列に加わる役の者が参加することはなかった。

午後三時頃になると、渡し番が神社で宮入りの太鼓を叩いた。神社の森の中に郷倉があり、その二階が太鼓部屋になっていた。行列役の者は、渡し番の宿で衣装を着けて、時間までに神社に行つて、雄物講が宮入りするまで社務所で待っていた。渡し番が務める以外の渡御列の役である

侍、ホコ持役、宮大工と渡し番の役の人々が揃うと、渡し番の警固役二人が雄物講の人々を迎えにいく。一方、雄物講は午後一時に各組の宿に集合して宿で袴を着用してからお神酒を呼ばれ、宮入りの太鼓の合図で、宿の門口に立って紳で清めの水をかけてから揃って出発する。雄物を迎えに行った警固役は途中の道で一同が揃うと、宮の森の入り口で、先陣の雄物の先頭二人に挨拶し、先導しながら先陣―後陣―十禪師の順で宮の森に入る。それぞれの宿から宮の森に行く道はそれぞれ決まっております。見合いと称してそれぞれの組の雄物同志の挨拶や順番も決まっていた。

警固を先頭にして雄物が境内に入ってくると、渡御列の役の人々は神武天皇遙拝所で神主の御祓いを受けた。御祓いが済むと、雄物の人々が警固の先導で楼門の中に入って、神輿の安置してある拝殿に昇る。雄物が楼門の中に入ると、神主や他の役の者が楼門の中に入る。神主は三人で各神輿の前に立って、一斉に祝詞をあげる。祝詞の間に雄物は着していた袴を脱いで、家の者が宿の者に渡す。その後、神輿の横棒を晒で付け直して担げるようにしておく。祝詞の後、御祓いの後、宮大工が拝殿中央に置かれた大宮の鳳凰（ウノトリという）を外して、神輿が拝殿の外に出られるようにする。拝殿から楼門の外に出された神輿は、楼門の外で一端脚立を置いて安置し、大宮に先の鳳凰を付ける。これが済むと、行列を組んで御旅所まで渡御が行われる。その順番は、警固二人―猿田彦一人―鉾持ち一人―巫女一人―練童一人―御弓二人―射張二人―具足二人―獅子頭二人―踊り子八人―太鼓三人（二人は大人で太鼓を舁き、子供一人が叩く役）―神輿三基（大宮―若宮―十禪師）―侍―御馬―宮司―社家―宮大工―氏子総代の順であった。御旅所に着くと神輿三基を並べ、その後ろの松の木に猿田彦の面を付けた鉾を立てかける。渡御列が御旅所に到着する前に、渡し番から供え物の入った唐櫃を担いで運んでおく。唐櫃に入った供え物は、雄物が板折敷に御供さんと海老、若布、箸、カワラケを載せてもらい、それぞれの神輿の前に供える。他に御供

さん三つが宮司、大宮（先陣・後陣）と若宮の雄物、十禪師の雄物にも当たる。神主は猿田彦にある所に拝礼してから、祝詞をあげて神輿の御祓いをする。この行事が済むと、供え物を下げて御旅所へいただく。その後、到着した時と同じ順序で行列を組んで御上神社に向かう。楼門の所で神輿舁きは神輿を肩から外して手に下げて持ち拝殿に安置する。神輿は渡御前と反対の方向にして安置し、雄物は本殿前、若宮、本殿裏、十禪師の順に柏手を打って三社にお礼参りをする。拝殿に安置された神輿は、受け取り番といって来年の渡し番を務める集落の者が片づける。侍は神社に戻ると社務所に寄って挨拶を受けて帰る。一方、社務所では神主、氏子総代、ホコ（鉾持ち役）、宮大工が集まって直会を開く。渡し番の人々は渡御から帰ると、渡し番の宿に集まり、カワラケに一杯ほど御神酒を呼ばれて帰った。

春祭りの祭祀組織

春祭りの祭祀組織は、ずいぶん祭りの祭祀組織と大きく異なっている。すなわち、春祭りの場合は、原則的に五つの集落を横断的に組織する長之屋、東座、西座という三つの宮座を基本的な単位としている。春祭りの場合は、そのような横断的な組織ではなく、基本的には五つの集落を単位として、毎年、順番に「渡し番」が廻ることになっていた。その順番は、山出、前田、小中小路、大中小路、東林寺の順であった。それぞれの集落で渡し番を務める時は、集会所や公民館等の寄り合い場所を決めて、役割の分担や春祭りに使用する供え物等の準備に使用した。渡し番を務める集落の役割は、①春祭りの渡御列の所定の役を務める人を出すこと、②御旅所に供えられるゴクさん（御供）用の米を集めて精米することであった³⁶。

「渡し番」を務める時に各集落で分担する役割と人数は表5のとおりである。これらの役は、四月一日のマツリガミ（祭り神）の日に、字の

表5 渡し番の諸役 (大中小の場合)

役名	人数	年齢並びに基準	備考
警固	2人	中年	袴、バンバラ竹を持つ もとは出入りが務める
猿田彦	1人	青年団	
弓持	2人	2、3歳	
練童子	1人	青年団	
獅足	2人	青年団	
具昇	2人	中年	
太鼓	2人	小学校高学年	木刀をかたげる
太刀	10人	馬に関係のある人	
馬の口	1人	小学校低学年	馬の尻追い
馬の尻	1人	青年団	木を十文字にした上に白い 着物をさせたものを持つ
射的	2人	青年団の団長	
御供	2人	中年、40歳まで	
世話	1人	中年	
使	2人	壮年	宮入りの合図
御供	5人	年長者	
合図	1人	家まわり	
台物	2人	壮年	
買物	1人	壮年	現在は青年団
神輿	1人		
供	2人		
三大	4人		
唐神	2人	青年～中年	
馬櫃	1人		馬を捜して借りる役

※真野純子「御上神社の春祭り」と組織—御旅所への渡御列役についての—考察
 (「近江村落社会の研究」第5号 1980年3月25日所収)の表2による。

この史料の中では、「祭礼行列の次第」として、「渡し番」の集落の者が務める場合にはその人数を記し、特定の家の者が務める場合には自明のこととして、その名前も人数に記さないか、あるいは複数の家の者が務める場合には、その名前を記すという形式を持つており(表6参照)、これと近代の渡御列での二種類の役のあり方「渡し番」単位で決定される役と特定の家の筋の者が務める役とを比較すると、社家が氏子総代に代わっている他は、両者はほぼ同様であることが確認できる。すなわち、少なくとも宝暦十一年(一七六一)から昭和三十七年まで渡御列中の役のあり方はあまり変化していないということが言える。しかし、全く変化がなかったわけではないこと、単に家筋で決定される役を務める人数の減少ということだけでなく、「御馬頭」の場合、宝暦十一年の時点でも、「御馬頭之事 同朔日當元より大谷殿江御馬頭の儀尋之差圖之方江使を遣ス事」となっており、毎年の渡御列の役として出されていたか不明な場合もある。なお、御上神社には、近世後期のものと思われる「春祭り祭礼絵巻」(以下「祭礼絵巻」と略す)が残されており、その内容は前記の「御祭禮一件」に記入され

人々が集まり総代が中心になって決めることになっていた。実際の祭りの日から一月以上も前に役割を決めるのは、葬式や産の忌のために、役が当たった者が務められなくなった場合に、別の者が務めやすくするためであるという。

さて、この渡御列の役はすべて「渡し番」の集落の者が務めることになっていく訳ではない。つまり、「渡し番」が集落を単位として輪番に務めるといって、集落毎の負担を平等化する合理的な役割分担方式であった一方で、一部の役については集落とは関係なく、その役を務める者が家として固定化し、いわば世襲制をとっているということである。

その役は、神主、巫女、あるいは宮大工という、いわば祭礼において家の職掌として認知されている役だけでなく、神輿担ぎ(雄物講という)

やその警護役である侍分・仲衆の役に及んでいる。そして、このように集落単位の役割と世襲的な役割が混在するという春祭の体制は、明治以降のものではなく、宝暦十一年(一七六一)の史料から確認することができる。この史料は「宝暦十一年御祭禮一件」(御上神社文書第一六〇号、以下「御祭禮一件」と略す)である。もともとこの史料は、前年に勃発した雄物講の間の紛争—大宮と若宮、十禅師の間で使いの回数を巡って、多い少ないの論争があり、喧嘩騒ぎになったことを受けて、春祭りの渡御について、それぞれの神輿への挨拶の回数という瑣末な問題だけでなく、春祭りの式典そのものを再確認する内容である。

この史料の中では、「祭礼行列の次第」として、「渡し番」の集落の者が務める場合にはその人数を記し、特定の家の者が務める場合には自明のこととして、その名前も人数に記さないか、あるいは複数の家の者が務める場合には、その名前を記すという形式を持つており(表6参照)、これと近代の渡御列での二種類の役のあり方「渡し番」単位で決定される役と特定の家の筋の者が務める役とを比較すると、社家が氏子総代に代わっている他は、両者はほぼ同様であることが確認できる。すなわち、少なくとも宝暦十一年(一七六一)から昭和三十七年まで渡御列中の役のあり方はあまり変化していないということが言える。しかし、全く変化がなかったわけではないこと、単に家筋で決定される役を務める人数の減少ということだけでなく、「御馬頭」の場合、宝暦十一年の時点でも、「御馬頭之事 同朔日當元より大谷殿江御馬頭の儀尋之差圖之方江使を遣ス事」となっており、毎年の渡御列の役として出されていたか不明な場合もある。なお、御上神社には、近世後期のものと思われる「春祭り祭礼絵巻」(以下「祭礼絵巻」と略す)が残されており、その内容は前記の「御祭禮一件」に記入され

表6 「宝暦十一年御祭禮一件」にみる春祭の諸役

役名	人数	備考(名前及び注記等)
警固 猿田彦 市 御馬頭	2人	御馬頭近年迄出シ来候分左之通 神主三上三位、社家大谷七郎右衛門、社家平野八郎兵衛、大谷家二軒、平野家四軒、三上家一軒、稲畑家一軒、堀池家一軒
練童	2人	
御弓	2人	
射張	2人	
具足	2人	
獅子頭	先1人、跡1人	
踊子	8人	
太鼓	1人但持手番人	
神輿	3社	
御供人数侍分仲衆		平野為右衛門、平野兵助、大谷正蔵、平野八十郎、大谷文治、平野小八、三上権之助、喜多家、武田家(断絶)、永田家(断絶)、山田家(断絶)、平子清兵衛、平子市郎右衛門、稲畑勘左衛門、堀池市左衛門、中川与兵衛、中川九左衛門、中川与左衛門、土川勘右衛門、土川長左衛門、土川弥十郎、土川五郎助、土川久四郎、土川平兵衛、土川大兵衛、土川善兵衛、土川茂兵衛、土川平三郎、土川武右衛門
神主 社家 社家 宮附大工 御役所よりの御祭礼執行奉行		

た役と人数によく一致するが、この「御馬頭」とおぼしき役は描かれておらず、先述のとおり必ず参加する役ではなかったものと考えられる。

さて、このように見ていくと、一見すると集落単位で渡御列の役を分担するという、極めて合理的で平等な祭礼役の負担の姿を示しながらも、一方では、一部の役割は特定の家筋の者のみが務めることになっており、その形式が少なくとも宝暦十一年(一七六一)から昭和三十七年まで存在したということに注目する必要がある。特に特定の家筋の者のみが務める役については、その家とともに十分に注意する必要がある。そこで、次に特定の家筋のものが務めることになっている役について考えていきたい。

雄物講(オモノ講)

春祭りの渡御列には、大宮、若宮、十禪師という三基の神輿が参加する。この神輿の中で大宮の神輿には、宝徳二年(一四五〇)の銘があったといわれ、かなり古くから伝わってきたものである。これらの神輿には、それぞれ担ぐメンバーが固定しており、その総称が雄物講であり、担ぐ神輿ないし場所によって、大宮殿先陣・大宮殿後陣、若宮殿、十禪師殿と四つの組織に分かれていた。宝暦十一年の時点では、大宮殿先陣は十二人、大宮殿後陣は十二人、若宮殿十六人、十禪師殿二十三人で総計六十三人であった。この史料ではそれぞれの者の住む集落名が記されており、これを表にすると表7のようになる。基本的には特定の字と特定の雄物講との関係はなさそうである。真野純子氏の論考によれば、近代に至るまでその戸数に変化はなく、また、一部の例外を除いて家筋として固定していたものと言われている。また、寛文四年(一六六四)の「寛文四年極月吉日妙光寺駕輿丁田ノ事三上衆訴状留(御上神社文書第七六号)」には、分村しようとしていた隣村妙光寺に

表7 「宝暦十一年御祭禮一件」にみる雄物講の構成

雄物講の名称	人数	集 落 の 構 成
大 宮 殿 先 陣	12人	前田 5人・小中小路 5人・大中小路 2人
大 宮 殿 後 陣	12人	小中小路 1人・大中小路 11人
若 宮	16人	前田 5人・小中小路 5人・大中小路 6人
十 禪 師	23人	東林寺 15人・山出 8人

対して次のように述べている。

祭禮ハ四月二番之申山王と同日に御座候、然者神輿之先をかき候者先陣之駕與丁と申、跡をかき候を後陣之駕與丁と申、古より家筋相究候而御座候つき各神田御座候而、致当日ニ駕與丁之者

面々寄合右神田之作徳米を以食を給奉守神輿御事

一定の家筋の者が神輿担ぎ（駕與丁）を務め、かつ一定の田地を有していた。実際に近年まで各雄物講は、雄物田と称する共有の田地を所有し、その徳米で一月九日（後に二月九日）に集まり、飲食を共にしていた。勿論、宝暦十一年の時点に於ける雄物講の成員が全く寛文四年と同じ家筋であったということではないが、神輿担ぎという職掌の上から、その構成員の人数が大きく変化したということは考えられないし、真野純子氏の指摘されたように宝暦十一年以降、近代に至るまで極端にその家筋が変化したことはない。³⁹⁾ このように、雄物講の成員は、ほぼ

近世を通じて家筋として一定していたと考えられよう。そこで、名前の判明する宝暦十一年時点での成員の名前に注目しておきたい。というのは雄物講の成員はすべて名字を持たず、名前だけが記入されているからである。三上の場合、先に述べたように中世後期から一部の家については名字を持っていた。これは神主家あるいは社家、あるいはこれに関係の深い家であろうことは先に指摘した所であり、雄物講の成員がこうした名字を持たないということは、基本的に彼らがそうした家筋の者でなかったことを示していると考えられるからである。しかしながら、一方では雄物田という共有の田地を所持するとともに、春祭り

においては、神輿を担ぐという役に一定の権威を認められていたことも事実であり、後で他の役とともに春祭りの持つ意味を考える時に考察したい。

侍分・仲衆

上記の雄物講が担ぐ三基の神輿の後ろについて、いわば警護の役割を果たすのが侍分・仲衆とよばれた集団であった。昭和三十七年以前の渡御列では、袴を着して大小の刀を指したといわれているが、前述の「祭礼絵巻」でも、同様の姿をした人々の姿を見ることが出来る。「御祭禮一件」は、「一 御供人数侍分仲衆」として計二十五人の名前が記載されている。その内訳は、平野姓四人、大谷姓二人、三上姓一人、平子姓三人、稲畑姓一人、堀池姓一人、中川姓三人、土川姓十人であり、その他に喜多家、竹田家、永田家、山田家の四軒が記されて、喜多家を除く三軒については「断絶」したもので、「但此三家ハ言傳ニ而記置之」と記載する。なお、これらの家筋で分家した場合には「右何茂別家之節者本家ニ準シ御供ニ加ル」ものとしている。ここで注目したいのは、先に述べた雄物講の場合と対照的に、彼らがすべて名字を有しているということである。特に三上は神主家、大谷・平野は社家と同じ名字であり、基本的には同族であると考えられる点である。その他の名字についても、先に紹介した中世後期の時点での社家、あるいは東座・西座の中に見られる名字と共通することに注目する必要がある。⁴⁰⁾ すなわち、中世後期の社家の直系であるかどうかは別にして、何らかの形で彼らと関係する家々と有力な名主に繋がる家々を中心であったと考えられるからである。換言すれば、そうした姓を持つということによって、何らかの形で古来からの家であるという、いわば一種の家格を有していると一般の村人から認められていたのではないかとということである。なお、『特殊神事調』に紹介された「神主奉務方覚書」の中には、侍分の役割としてずいき祭りの芝原式の際に、着座したことを記すが、現状ではそのようなことは

ない。

一方、この春祭りの中での侍分・仲衆の役割は、雄物講ほど明らかではない。真野純子氏の調査によれば、明治六〇九年の間に、侍分・仲衆の渡御への参加が中断し、その後、大正期に入って復活してきたという事情から、伝承としても不明確になっている。

文献史料の点でも、例えば御旅所において神主・社家と並んで饗を受ける程度のことしかわからない。しかし、「祭礼絵巻」には、大小の刀を指して、袴をつけた姿で意気揚々と神輿の側に付き添う彼らの姿が描かれており、神輿の警護という役が権威のあるものとして一般的に認識されていたことを窺わせる。

社家・神主・御馬頭

社家・神主は言うまでもなく家筋として固定している職掌である。社家は近世を通じて大谷氏と平野氏が務め、神主家は三上氏であった。いずれも、先に述べたように中世後期の築争論の中でも、神館家、社家として登場する三上氏、大谷氏、平野氏の系譜を引くものと考えられる。「御祭禮一件」では、社家として登場するのは大谷七郎右衛門と平野八郎兵衛の二名であり、基本的にこの二名が社家として認められる存在であった。

御馬頭は先述のとおり、近代にはその姿が明確ではない。また、「祭礼絵巻」にも残念ながらこれに比定できるものはない。しかし、御馬頭がある一定の資格を持った家筋から出された存在であったことは、次の記述に見ることができる。

一、御馬頭近年迄出シ来候分左之通

神主三上三位

社家大谷七郎右衛門

社家平野八郎兵衛

大谷家 二軒

平野家 四軒

三上家 一軒

稲畑家 一軒

堀池家 一軒

右之外者中絶ニ付以来者除之定也

すなわち、この史料を見るかぎり、御馬頭は神主家と社家二軒とともに大谷家二軒、平野家四軒、三上家一軒、稲畑一軒、堀池一軒が務める役であった。ここにいう大谷家、平野家、三上家は神主家と社家の同族ないし系譜関係のある家と考えられるが、これらの家を含んで、ここに記された神主家と社家以外のすべての家は、その軒数も含めて侍分・仲衆の中で同じ名字を持つ家と一致することに注目する必要がある。すなわち、御馬頭の役は、神主家と社家に加えて侍分・仲衆の一部から出される役であった。

市(巫女)

真野純子氏の調査によれば、近代の春祭りには前田の平子家から菩提寺に嫁入りした女性が巫女として渡御列に加わったという⁽⁴⁾。この平子家が「宝永元年当社若宮大明神相撲神事改帳」(御上神社文書第一三二号)に記された「往古ハ市三人有之、一ノ御子、二ノ御子、三ノ御子とて有之候得共、今ハ一ニ絶て三ノ御子筋勤」の中の三ノ御子筋の家にあたる⁽⁵⁾と推測されている。この史料だけでは即断できないが、少なくとも近世にはこの市が特定の家筋から出される役であったことは確認できる。なお、春祭の際に市は渡御列に加わるだけでなく、湯立てを行ったことが真野純子氏によって指摘されている。

出入(デイリ)

渡御列には猿田彦の面を付けた棒を持って渡御に参加し、御旅所での御供配り等の役割を果たす出入(デイリ)も世襲制で、真野純子氏の調査によれば、享保十五年(一七三〇)以降、昭和二十六年まで「源太郎」

が務めたとされている。なお、この出入はずいき祭りの芝原式で鉾を持って所作を演じる等の役割も担っていた。⁽⁴²⁾

ホコ(鉾)持ち

真野純子氏が、渡御列に扇の鉾(ホコ)を持って隣村北桜の南村新三家(屋号カジヤ)が参加していたことを指摘されている。この役は「御祭禮一件」にも見ることができず、また「祭礼絵巻」にもそれらしい姿を見ることができない。真野純子氏が紹介されたように、近世初期には北桜には「ほうらい衆」⁽⁴³⁾が居住し、三上山の落ち葉で「ほうらい」(焙烙)を焼成し、春祭りにも扇鉾を持って渡御列に参加する神役を務める以外に、「ほうらい」(焙烙)の一部を神館所に納めたほか、「涼み」と称して神主・社家に「塗饗」を振る舞うという役を務めていたことが、各種の史料に見ることができ、この渡御列への参加は、元文中(一七三六〜一七四一)に終わったようである。これが大正四年に「明治十五年以来廃絶セル例祭渡御ノ古例式ヲモ復興シ、益々祭祀ノ實ヲ挙グルニ努メ度」として祭日の変更と神輿供奉役の復興が図られた時に、復活したものであるという。

大工

先に述べたように神輿を拝殿から外す際に、その鳳凰(ウノトリ)を外し、また渡御に加わる宮大工も家筋によって務める役であった。近代ではもと宮大工の家筋にあたる今堀伊右衛門(山出)の勤めであり、先に紹介した「若宮相撲神事帳」の中に「正徳元年九月神事大工九郎右衛門跡庄介新入相勤」とあり、文化十三年(一八一六)には「大工伊右衛門」の名前が見え、この時期から先の伊右衛門が大工を務めていたことがわかる。この大工役も春祭りの渡御列に加わるだけが役目ではなく、真野純子氏の指摘によれば大正十三年の御上神社の官社昇格の際までは、宮の森に住んでいたとされる。

以上、春祭りの渡御列の役の中で、家筋によって務められる役とその

家筋について見てきた。神主、社家、市といった諸役は、春祭り以外でも当然のことながら神社の祭祀に直接関わるべき役であり、家筋に決定されているのは当然のことであるが、侍分・仲衆については、基本的に春祭りの渡御に参加する以外に明確な祭祀上の役割を担っていない。ただ、「御祭禮一件」には、かれらがすべて有姓者であり、かつこれらの名字が基本的には中世後期の社家衆に連なるものであることに注目する必要があるだろう。すなわち、中世後期におけるいわば有力者としての權威が、春祭りに家筋として参加できるといふ権利に見られるからである。雄物についてみれば、彼らは独自の雄物田(財産)を所有し、独自に講を開いて集まるという姿であった。先の「御祭禮一件」では四つの雄物講に対する使いの回数が争論のもとになっており、互いにその優位性を七度半の使いを受けるか、三度半か二度半かという、表面上は極めて些細に思える理由がその発端になっており、そのことが社家や社家の裁定を仰ぐ一大争論になっている。この争論は決して社家や社家の優位性に対する意向を無視しては祭礼が行えないという状況が、この時点では醸成されていたことに注目する必要があるだろう。神主―社家―侍分・仲衆―雄物―雄物以外という一種の階層意識がこの祭礼の中に色濃く投影しているのである。

実は近代では既に明確ではなくなった侍分・仲衆は、本来、次の点でも特殊な役割を持っていたことが「御祭禮一件」の中から窺うことができる。先に述べたとおり、宝曆の時点でも既にその存在が曖昧になっていた御馬頭に注目しよう。御馬頭を務めることができる家筋は、社家かその同族、これに侍分・仲衆の一部に限られていた。その祭祀上の役割は、御上神社の場合明確ではないが、例えば草津市の老杉神社の祭礼では、籤によって選ばれて、祭礼前の一週間別火精進を行い、奉幣行列に参加するという特殊な役割を与えられ、一種の神聖化された役であった。⁽⁴⁶⁾

もちろんこの事例がそのまま御上神社の御馬頭に当てはまるといことではないが、御上神社に近接する兵主神社の例でも、現在ではその祭礼上の役割は明確にし得ないが、その氏子圏の安治村では、近世に御馬頭を務めた童児名を記載した帳面が残されていることからも想像できるように、御上神社の場合も本来は単なる渡御列に加わる以上の役割を果たしていたと考えられる。

この役を務めることができるのが、先の神主家と社家とその同族以外に一部の侍分・仲衆の家が含まれていたのである。先に述べたように侍分・仲衆の家々は、中世後期の社家衆と考えられる家と名字をほぼ同一にしている。近世を通じて社家は平野家と大谷家の二軒が務めていた。しかし、中世後期にはもう少しその数が多くあったことは、先の築争論の史料でも明らかであり、本来、侍分・仲衆はそうした中世後期の社家衆に繋がっていたからこそ、春祭りの際に一定の権威を保證されていたのではないだろうか。

さて、実は渡し番を務める集落でも、家筋で決まっている役割があった。近代以降、字によってヤドマワリないし公民館に移行する「当元家」と称する宿の存在である。「御祭礼一件」によれば、字毎に決まっているこれらの当元家は、前田は三上三位、小中小路は勘左衛門、大中小路は吉右衛門、山里（山出と東林寺）は社家七郎右衛門（大谷氏）となっていた。居住地区毎に別れているこれらの当元家は、マツリガミの日に渡し番の務める役を決めるためにそれぞれの家の者が集まることができるといふ、一定以上の大きさを持った家屋であることが要求されるのは当然であり、その点から当元家はその字の有力者の家になるというの一種の必然であるが、実際にこれらの家を見ると、三上三位は神主家、社家七郎右衛門（大谷氏）は社家、吉右衛門は東座の公文（先に述べたように、その屋敷はもと喜多氏の屋敷跡であった）、勘左衛門は稲畑氏で侍分・仲衆に属する家であった。すなわち、これらの家々は、基

本的には神主家と中世後期の社家衆の系譜に連なる存在か中世後期から名字を有するような有力者であった。このように見ると、春祭りの祭祀組織は一見すると、集落を単位としてその役を村民に広く分担させるという形式をとりながら、神輿担ぎ（雄物）は家筋によって固定化され、その警固役（侍分・仲衆）、御馬頭は中世後期の社家衆に連なる家筋が出す役であり、市、大工、ホコ持ちもその職掌を担う家筋が固定化されている。すなわち、主要な役割については社家とそれに連なる家々が担うことになっていたのである。このように見ると、ずいき祭りの祭祀組織と春祭りの祭祀組織が、全く別の組織であるかのように見えながらも、その根底には一貫して神主家と社家衆の主導性を見ることができるであろう。最後にこの両者の関係について、整理しておこう。

まとめ

さて、以上述べて来たずいき祭りと春祭りの祭祀とその祭祀組織の持つ意味について最後に考えておきたい。まず、ずいき祭りであるが、この名称自身、先に述べたように正式の名称ではない。正確には若宮殿相撲神事と呼ばれ、この祭りの対象はあくまでも若宮神社に対するものであった。現在では、この行事の際にも、ずいき神輿の奉納の後の神事は、あくまで本殿（天之目一箇神）に対して行われているが、本来はその名称からすると若宮神社に対して行われるべき行事であったと考えられる。そして、この若宮は『近江輿地誌略』にも地主神であるとしている。一般的に御上神社の祭祀組織と言えば、肥後和男氏の『近江に於ける宮座の研究』以来、このずいき祭りの三つの宮座―長之屋、東座、西座の三座による構成であると考えられてきた。勿論、ずいき祭りの祭祀組織が現在に至るまで伝承されてきたこれらの宮座である事は否定できない。しかし、一方でこのずいき祭りは、あくまで御上神社の若宮の祭り―相

撲神事であつて、御上神社のトータルの祭祀組織ではないことに注意する必要がある。例えば、前章でも述べたように、ずいき祭りでは現在の神事のあり方及び史料的に辿りうる神事のあり方からしても、最も權威のある存在は総公文（祝公文ともいう）の大谷氏であり、この大谷氏は一方では社家であり、かつ近世初期の庄屋であつた。しかし、大谷氏は、社家の資格でこの神事に関与しているのではなく、あくまで長之屋の公文あるいは総公文としてであり、ずいき祭りにおいては、長之屋の他の構成員と同様に頭人を務める義務を負っていたし、この頭人を務める義務も総公文として特別扱いがあるというわけではなかつた。ちなみに長之屋についてみれば、神主家もまたその構成員であり、他の座衆と同様に頭人を務める義務を負うことになつていたことが史料的にも明らかである。すなわち、ずいき祭においては、三上のそれぞれの家は、その家筋によつて決められている座の構成員として頭人を務めるのであり、座の内部ではその座の公文と座衆という関係だけに単純化されている。その意味では、ずいき祭りの座組織は御上神社全体の祭祀組織そのものではなく、あくまでずいき祭りという特定の神事の祭祀組織であることに注目しなければならない。そして、この行事は御上神社全体の祭礼なのではなく、地主神である若宮神社の神事（ジンジ）であることにも注意する必要がある。

すなわち、この神事は中世の後期には既に存在した、古代以来の権威を主張する神主家と社家層に対する経済的に上昇してきつたあつた名主層の対立を、それぞれが隷属する者を取り込んだ形で座を作りながら、基本的には同じように頭人役を負担するということによつて、祭祀の場における一種の平等性を持つことによつてある程度解消しようとしたことにはなるのではないだろうか。なお、先に触れたように薬争論においては、社家層と名主層と二つの階層的な対立は、表面的には東林寺衆と三村衆という集落を単位とした争論の形式をとつていた。これが、ずいき

祭りでは、長之屋、東座、西座という宮座が同様の頭人を務める形式で行われ、かつ、これらの宮座の座衆が居住するのは、必ずしも特定の集落と座衆の居住地の関係が明確になつていないのである。換言すれば、ともすれば表面化しつたあつた集落間の対立を三座の宮座が覆つて、地主神としての若宮神社の祭祀にずいき祭に求心的な機能を持たせていたことを示しているのではないだろうか。勿論、長之屋、東座、西座には序列意識があり、それが奉納したずいき神輿の拜殿での指定場所や、芝原式における長之屋と長之屋公文（総公文）としての優位性に見られるのは事実である。しかし、東座にしる、西座にしる本来の公文を務めるべき家が失われても、あえて別の家を公文に据えて、それぞれの座の行事が行われてきたという事実から考えれば、むしろ、三座の序列意識よりも神事の執行体制としての各座の公文と座衆のあり方を優先させて存続してきたことの方が重要であろう。

一方の春祭りはあくまで御上神社そのものの祭礼であり、渡御列には大宮・若宮・十禅師の三基の神輿が登場することからも判るように、御上神社そのものの祭礼であつた。春祭りは、先述のように神主家・社家・巫女・侍分・仲衆、あるいはホコ持ち（蓬菜衆）や宮大工、雄物講という、いわば祭礼での役がその家なり、家筋の職掌として固定しているものと、一方でこの祭礼の執行のために年毎に集落単位で回す役という二重構造になつていることが判る。もちろん、集落単位で回すという形式を取りつつも、本来は各集落にはもともと神主・社家衆あるいは有力者が占めたと考えられる當元家という固定された家を中心に、集落単位の役が配分されることになつていたが、あくまで集落単位の役はその集落内部で役を分担したのである。家筋として固定されている役も、内容的には、神主・社家・巫女という司祭者的役割を果たす者と侍分・仲衆という中世の社家層の系譜を引く者、神輿を担ぐ者及び渡御列上の役で家の職掌として決まつている宮大工と出入り、また、本来は御上神社

と特殊な関係を持っていた蓬萊衆に分けることができる。

残念ながら「御祭禮一件」でも、春祭りにおける様々な役が持つ宗教的な意味付けについては、必ずしも明確ではない。唯一のこの史料が作成されるきっかけが、前年の宝暦十年（一七六〇）に當元家から、春祭りの時に雄物講に対する渡し番からの挨拶が、大宮の先陣と後陣、若宮、十禪師によって、七度半か否かということの争論をきっかけとして作られたことから、これらの雄物講の間に何らかの祭祀上の特権意識があったことを知るばかりである。また、真野純子氏の聞き書きによっても、これらの渡御列における様々な諸役の祭祀上の役割は明確ではない。ただ、神主や巫女はその本来的な職掌から祭祀において司祭者的な役割を持っていたことと、春祭りにおける御供の分配状況から、これについて社家と侍分・仲衆が権威ある存在と考えられていたらしいということも想像できるのみである。御馬頭についても、本来、この役割が社家及びその同族と考えられる人々あるいは侍分・仲衆の一部から務めたということがわかるだけで、近隣の神社の祭祀における御馬頭の事例から、本来は何らかの宗教的な役割を担っていたということが推測できるのみである。ましてや、集落単位で務める役の渡御列の役は、「祭礼絵巻」に描かれた姿以外に何も具体的な役割は見えてこないのが実情である。しかし、ここで注目したいのは、渡御列における個々の役の役割について不明であるといっても、司祭者的な役割が基本的に神主・社家・巫女等の御上神社と宗教的には特別な関係を持つとされた特定の家筋によって占められ、なお社家と同様、中世後期の有力者としての系譜を持つと認められていたと思われる侍分・仲衆が存在しながらも、基本的に祭祀を執行する単位としては集落を基本として、年毎に順番に五つの集落がこれを務める体制が採られたことが重要なのではないかと考えるのである。先に述べたずいき祭りが、集落を単位としない宮座によって祭祀が行われてきたのに対して、この春祭りはむしろ一定の役を除けば、

全く集落を単位として行われてきたのであった。言い換えれば、春祭りの祭祀は集落間での役負担を平等にして、御上神社という五つの集落の共通の氏神の祭祀として行われてきたのである。

宗教的な役割は既に明確ではないにしても、一定の役を除けば集落を単位として平等に負担するという役によって構成された渡御列こそが、この春祭りが五つの集落の氏神の祭祀であることの一歩大きな意義であったのではないかとということである。近世以前に遡ると考えられるこの祭祀においては、近世以前の祭祀のあり方はほとんど不明である。しかし、隣村北桜の蓬萊衆は、十八世紀の半ばまで春祭りの役の一部を担う存在であり、御上神社との特殊な関係のあり方は、この春祭りが近世以前の祭祀に遡る存在であることの一端を見せているのではないかと考える。

渡御列において一定部分の役は中世後期の神主家や社家とその同族と考えられる家筋が占めながらも、その他の役については集落単位の役として認めていくという役割分担のあり方が、結果的に近世以前の祭祀のあり方の一部を残存させたということがいえるのではないかと。

逆にこのように、中世に遡る神主家や社家という特定の家の神社祭祀における一種の特権を維持させたのは、春祭りは、集落を単位として祭祀全体の準備や執行を委ねる形式をとる反面、秋のずいき祭りは神事として家筋によって構成される三つの座を結成し、その中では座衆として基本的には平等に頭人を務め、この頭人が中心になって祭祀が行われるという、二つの行事の組織原理の違いによるのではないかと考えるのである。むしろ、彼らが一方で地主神である若宮神社の祭祀を宮座の祭祀として、一方の春祭りは家筋によって固定される一定の役以外は、各集落単位で輪番に務めるといふ、ある意味では極めて巧妙な体制をとることによって主導してきたからであろう。

そして、この二つの組織原理の違いは、春祭りは務めるべき役割が特定の家筋と集落の輪番という二重構造の中で渡御そのものを構成し参加

することが祭礼として存続し、ずいき祭りは集落を越えた家筋によって構成される座の中で頭人が中心になって祭祀を行うという神事として存続したのである。この二つは、勿論長い歴史の中で形づくられて来たものであるが、どちらの方がより始原的な形態であるというよりも、全く別の原理に基づく祭祀であり、両者が補完的な役割を果しながら存続してきたのではないかと考える。そして、このことはずいき祭りは宮座を祭祀組織とする神事として、一方の春祭りは氏神の祭礼である例祭という名称を持つていることが、象徴的に両者の祭祀の異なりを意味しているのである。

註

(1) 御上神社についての文献は数多いが、特にずいき祭り及び春祭りの論考を中心とするものは以下のとおりである。

肥後和男「近江における宮座の研究」(『東京文理科大学文科紀要』一六一—一九三八年六月)

菅沼晃次郎「野洲のズイキ祭—野洲町三上—」(『民俗文化』四七号 一九六七年八月)

高牧實「中世末における湖東の宮座」(『聖心女子大学論集』五〇号 一九七七年十月刊、同氏「宮座と村落の史的的研究」一九八六年十一月刊に再録)

徳川真理子「宮座の社会的考察—滋賀県野洲郡野洲町三上の事例—」(『仏大社会学』二一九七七年三月)

拙稿「御上神社の祭祀組織についての一考察—ずいき祭りと春祭りの関連を通して—」(近藤直也編『座—それぞれの民俗学的視点』所収 一九九一年四月)

桜井(真野)純子「御上神社の祭祀」(『近江村落社会の研究』第一号 一九七六年三月)

桜井(真野)純子「三上における神事当番とその運営」(『近江村落社会の研究』第四号 一九七九年三月)

一考察—」(『近江村落社会の研究』第五号 一九八〇年三月)

上野和男「御上神社の秋祭の構造と親族組織」(『近江村落社会の研究』第五号 一九八〇年三月)

上野和男「御上神社秋祭りにおける頭屋の役割」(『近江村落社会の研究』第

六号 一九八一年三月)

山口昌男「相撲における儀礼と宇宙観」(『国立歴史民俗博物館研究報告』一五一—一九八七年三月)

金子哲「神と人の間にて—宮座における二つの原理—」(石井進編『中世の村と流通』※一九九二年十月所収)

宮畑巳年生「近江の祭と民俗」(一九八八年十一月)

野洲町立歴史民俗資料館(銅鑄博物館)編「近江の古社 御上神社の歴史と美術」(平成八年度秋期企画展図録 一九九六年六月)

野洲町役所編「野洲郡史」上・下(一九二七年二月刊)

長谷川嘉和編「祭礼事典・滋賀県」(一九九一年八月)

式内社研究会編「式内社調査報告」第一二卷(一九八一年二月)

原田敏明監修「日本祭礼行事集」第二卷(一九六九年一月)

原田敏明監修「日本祭礼行事集」第四卷(一九七一年四月)

祝宮静考註「近江国野洲川漁業史資料」(アチックミュージアム彙報一八一—一九三七年八月、日本常民文化研究所編『日本常民生活資料叢書』第一八巻 一九七三年五月再録)

真野純子「神社に從属する土器作りの展開過程—近江御上神社とホウライ衆—」(『日本中世土器研究会編『中近世土器の基礎研究』一九九二年十二月刊)

牧田勲「領主支配と村の自治—近世の山秩序と村—」(『摂南法学』第一六号 一九九六年八月刊)

(2) この論文で使用する「御上神社文書」は、御上神社に保管されている謄写版のものを主に使用し、必要に応じて藤田恒春氏の撮影された写真版で補完した。なお、快くこれらの史料を見せていただいた御上神社のみなさまと藤田恒春氏、播磨良紀氏に深く感謝申し上げる。

(3) 註(一)参照。その他、三上のずいき祭りそのものではないが、隣村の妙光寺、北桜、南桜に関する論文・報告、あるいは祭祀以外の分野についての論文・報告も数多く掲載されている。

(4) 頭人を務めるといふことは、どの座に限らず非常に名誉なこととされ、例えば家の修理や新築等まで行われることも多い。保存会はややもすれば盛大になりがちなの行事を末永く存続させるために、費用負担を少しでも軽くしたいという意図もあつて結成された側面もある。

- (5) 筆者は昭和五十六年以来、たびたびこの行事を見学する機会を得た。ここに記述するのは、昭和六十三年頃までの行事の記録である。保存会の結成後は、特に重親類等に対する饗応の簡略化や共通化、また、重親類からの見舞いの制限等が行われた。ただ、行事全体の流れは変わらないし、久しく見ることも無かった統の献饌等も行われるようになった。
- (6) 神祇院編『官国幣社特殊神事調』(一九四一年三月・増補版一九八八年六月)
- (7) ただし、結果的にその頭人の本家あるいは分家がある場合には、先に述べた原則から同じ座に属することになり、かつ、本家なり分家は頭人にとつて重親類ということになるから、結果的に同じ座に属する者が手伝うことにはなる。しかし、基本的には重親類と座は全く原理を異にすることは言うまでもない。
- (8) 栖雲軒は、三上栖雲軒士忠のことと思われ、当時、湖南地方を中心に活躍していた六角氏の奉行人の一人であった。(『八日市市史』第二卷中世 一九七九年四月)
- (9) 高牧實「中世末における湖東の宮座」(『聖心女子大学論集』五〇号 一九七七年一月刊、同氏『宮座と村落の史的的研究』一九八六年十一月に再録)
- (10) 祝宮静考註「近江国野洲川漁業史資料」(アチックミュージウム彙報一八 一九三七年八月刊、日本常民文化研究所編『日本常民生活資料叢書』第一八巻 一九七三年五月再録)にこの築争論についての御上神社文書が紹介されている。築争論の経過についても簡潔に触れておられる。なお、高牧氏前掲論文、『野洲郡史』、『野洲町史』にもその経過が述べられている。
- (11) 祝宮静「三上供祭を繞る一紛争」(祝宮静考註「近江国野洲川漁業史資料」(アチックミュージウム彙報一八 一九三七年八月刊、日本常民文化研究所編『日本常民生活資料叢書』第一八巻 一九七三年五月再録に所収)
- (12) 野洲川と並んで三上山も重要な財産であり、その進退は神主家と社家の手になるものであった。特に近世初頭には隣村北桜との争論があり、また、年貢負担が発生する等の事件があったが、三上村としての結合を全面にその危機を乗り切ったものと思われる。
- この三上山を巡る問題については、牧田勲「領主支配と村の自治―近世の山秩序と村―」(『撰南法学』第一六号 一九九六年八月)に詳しい。
- (13) 「三上大明神年中行事并社務勤行略記」、「寛文文書三上大明神之事」、「元禄十六年五月三上社由来社人覚書」、「宝永七年八月三上神社録」(原田敏明監修『日本祭礼行事集成』第二巻(一九六九年一月刊)所収)
- (14) 祝宮静考註「近江国野洲川漁業史資料」所載の「申上川面築條々事」にみられる「まうと」について「まろとカ」とされているが、前後の文面からして「まうと」「まうと」(間人)すなわち村人身分を持たない者の意である。
- (15) ただし、この十六世紀半ばの時点で、先の表3にも見られるように両者に共通した名字(因幡田氏)があるように社家と名主が全く対立関係にあったとは考えられず、一定の交流があったものと推測される。
- (16) 特に多数の新人者が記されているのは、冒頭の永禄四年(一五六一)であり十一人もの名前が記されている。宮座が再興された時期であり、組織として一定以上の成員を確保する必要があったためであろう。
- (17) 後の記録であるが、「寶永元年九月一日若宮大明神相撲神事改帳」(御上神社文書第一三二号)の中には、相撲神事(九月十四日の朝)に長之屋、東座、西座の諸頭が頭人の家に「御饗」を受けに行くという記述がある。現在では全くその姿を消しているが、同文書には、「木白箸 小土器にあらめ さくろ相添送ル事」とあり、また、春祭りにも「饗」が見られることから、一種の白蒸に箸を付け、あらめとさくろを小土器に入れて添えたものと考えられる。
- (18) 春祭りの時には、東林寺と山出が合同して渡し番の単位となっていた。これを山里と呼び、東林寺を里、山出を山と呼ぶ通称は現在も存在する。
- (19) 東林寺殿の名前は、「相撲神事帳」等に見ることができる。
- (20) 萩原龍夫「村人」の意味の変遷」(『中世祭祀組織の研究』一九六二年三月所収 二九三〜八〇八ページ)
- (21) 照覚寺は、前田にある浄土真宗本願寺派に属する寺院である。もとは「照恩寺」と呼ばれ、享保年中(一七一六〜一七三六)に改称したとされる。
- (22) この「人人衆」は、三上村に後から入ってきた人々という意味であろうが、実際に「人人衆」が、争論の起こった明和八年からあまり遡らない時期の者であるとは考えられない。というのは、彼らは自分たちの論拠として「兎角古来ヨリ之通」と主張しているからである。ここでいう「人人衆」は、彼らの家筋がかつてそうであったという伝承があったことを示すと思われる。
- (23) 「寶永元年九月一日若宮大明神相撲神事改帳」(御上神社文書第一三二号)
- (24) 「座公事定書案」(今堀日吉神社文書第三三三号、仲村研編『今堀日吉神社文書集成』一九八一年四月所収)
- (25) 註(13)参照。
- (26) 註(13)参照。
- (27) 「寛文四年極月吉日妙光寺駕輿丁ノ事三上衆訴状留」(御上神社文書第七六号)によれば、この時点まで妙光寺は三上村の一集落であり、妙光寺の中には駕輿丁田があったことがわかる。また、斎藤弘美氏の「近世村落の形成と分村―妙光寺村の場合―」(『近江村落社会の研究』第4号 一九七九年三月)、「分村と祭祀組織―妙光寺三上神社―」(『近江村落社会の研究』第5号 一九八〇年三月)によれば、妙光寺も寛文四年(一六六四)までは、ずいき祭りにも参加

していたし、春祭りにも参加していたとされ、翌五年(一六六五)に分村し、新たに同村内に三上神社を勧請したという。すなわち、この時点でも、ずいき祭りの座は何らかの影響―座衆の減少―を受けたと思われるが、「相撲神事帳」では明確に確認できない。

(28) 野洲町編『野洲町史』第一巻(通史編一)一九八六年三月刊)二五八ページ。

(29) 「自永録四年至明治八年相撲神事西公文書記録」(御上神社文書第二三四号)

(30) なお、この文書を作成し署名しているのを見ると、神主、社家、各公文、庄屋、年寄等の名前を見ることが出来る。その中で注目しなければならぬのは、社家の大谷氏と公文の大谷氏ではその名前が異なることである。庄屋については、社家庄屋という肩書を記しているの、同一であったと考えてよいだろう。しかし、現在では社家であり、かつ公文であるというのが一軒の大谷氏に集中しているが、この時点では社家の大谷氏と公文の大谷氏が別の家であるか、あるいは同じ家であるとすると、親子か兄弟の関係であったということになる。他に史料がないので結論としては保留せざるを得ないが、同一の名字を持つことから、同一の家ではなかったにしても少なくとも同族であったことは確実であったことを指摘しておく。

(31) この記録の中に、長之屋の上下頭人の集める初尾米が記載されている。これによれば上座頭人は九升、下座頭人は二斗一升となっており、それぞれの諸頭の名前が記載されている。これを合計すると三斗となり、諸頭一人に一升ずつであるから、長之屋の諸頭は三十人ということになる。この数は先に推定した十六世紀半ばから最後の期の数二十六人(二十八人に近く、例えば一軒の家に複数の成人男性がいる場合に諸頭を二人と数えたとすると、座を構成する軒数は三十軒よりある程度減少することになる。

(32) 「貞享四年四月十五日加与丁無作法社人等訴状」(御上神社文書第一二〇号)

(33) ここでいう「資子」が先に紹介した「假屋資子」と同じであるかどうか不明であるが十六世紀の資料に見られる「初尾米」のようなものではないだろうか。すなわち、座の正式の構成員ならば、これを負担しなければならぬという性格のものであると推定しておく。ただ、「資子」という文言がもともと何を意味したか、現時点では他に用例を確認できず断定はできない。

(34) 桜井(真野)純子「御上神社の春祭り」と組織―御旅所への渡御列役についての一考察」(近江村落社会の研究)第五号 一九八〇年三月)

(35) 現在の春祭りでは、従来の渡御列では、老朽化した神輿は拝殿に飾られるだけとなり、代わって子供神輿が三基出されるようになった。また、もともと家筋によって固定されていた諸役も全く姿を消している。

(36) 桜井(真野)純子氏によれば、春祭りの渡し番の経費負担については、近世

には御上神社の森の中に開発された田地の作徳米から負担されることになってきた。(桜井(真野)純子「御上神社の春祭り」と組織―御旅所への渡御列役についての一考察」(近江村落社会の研究)第五号 一九八〇年三月)

(37) 野洲町立歴史民俗資料館(銅鐸博物館)編『近江の古社 御上神社の歴史と美術』(平成八年度秋期企画展図録 一九九六年六月)

(38) 桜井(真野)純子「御上神社の春祭り」と組織―御旅所への渡御列役についての一考察」(近江村落社会の研究)第五号 一九八〇年三月)

(39) 宝暦十一年以前の状況については不明である。ただし、神輿を担ぐということから、その数が大きく変わったということは考えられない。

(40) 前掲、表2、表3参照。なお、近世初頭において、「侍衆」が一定の権威を有しており、その権威を認められていたことは、天正期の「駒井益庵折紙」の中で侍分の者が夫役免除の特権を与えられていたことからも推定できる。(牧田勲「領主支配と村の自治―近世の山秩序と村―」(撰南法學)第十六号 一九九六年八月刊)

(41) 桜井(真野)純子「御上神社の春祭り」と組織―御旅所への渡御列役についての一考察」(近江村落社会の研究)第五号 一九八〇年三月)

(42) 換言すれば、出入は春祭りでは鉾に猿田彦の面を付けて奉持し、ずいき祭りでは芝原式の際にこの面を被って、鉾を公文以下の出席者や突く真似をしたことになる。ずいき祭りに出るこの役については、橋本裕之氏は「王の舞」であると考えられている。本来、王の舞が平安末期から鎌倉期にかけて主に中央の大社寺における祭礼で演じられたものであり、これが地方には莊園鎮守社や寺院の祭礼や芸能構成のミニチュアとして伝播したものとされている(王の舞の分布と特色)若狭地方を中心として(『王の舞の民俗学的研究』一九九七年二月所収)。とするならば、ずいき祭りに見られる猿田彦は、本来、春祭りこそふさわしい場であったと考えられる。しかし、実際には春祭りには形式的な渡御への参加のみとなっており、芸能的な所作を残すのはずいき祭りの芝原式であり、この間の事情は全く不明であるが、本論で述べたようにずいき祭りが神事として中世後期の座としての紐帯を示す行事として行われたとするなら、むしろ、この王の舞が選択的に芝原式に移されたのであろう。

(43) 北桜の蓬菜衆の春祭りの参加については、真野純子「神社に從属する土器作りの展開過程―近江御上神社とホウライ衆―」(日本中世土器研究会編『中近世土器の基礎研究Ⅳ』一九九二年十二月刊)が詳しい。

(44) 「慶長十一年三月五日大谷道安三上山覚書」(御上神社文書第四八号)、「貞享四年四月十五日加与丁無作法社人等訴状」(御上神社文書第一二〇号)、「慶長三年三月十五日蓬菜衆神役ノ意趣申送ルノ状写」(御上神社文書第六六号)、「北櫻

蓬萊衆三社由来代官へ指上ケ状」(御上神社文書第一八八号)等に見ることが出来る。なお、桜井(真野)氏は、「慶長三年三月十五日蓬萊衆神役ノ意趣申送ルノ状写」(御上神社文書第六六号)偽文書であろうと推測されている。(註(43)参照)。

(45) 桜井(真野)純子「御上神社の春祭り組織―御旅所への渡御列役についての一考察」(近江村落社会の研究)第五号 一九八〇年三月)

(46) 喜多慶治「滋賀県草津市下笠町の宮座と同所老杉神社の神事について」(近畿民俗)三四号 一九六四年三月)

(47) 高牧實「中世末における湖東の宮座」(聖心女子大学論集)五〇号 一九七七年十月刊、同氏「宮座と村落の史的研究」一九八六年十一月刊に再録)

(48) 表2・表3参照。

(49) 寒川辰清編輯「近江輿地志略」卷之六六 享保十九年(一七三四)成立

(50) 「三上若宮殿相撲神事帳」(御上神社文書第二二二号)に「神館殿」が頭人を務めたことが見られる(表8参照)。

(51) 地主神は中世以降、社寺を建立する際に、もともとその地に鎮座する神を称する名称であったという。(『日本民俗事典』大塚民俗学会編 一九七二年二月)御上神社の場合、ずいき祭りの対象である若宮神社がこの地主神であるとされている。この祭りは三つの宮座によって執行され、基本的に村民は所属する座において頭人となり、この祭りに参加することになる。つまり、この祭りに関しては、平等に義務と権利を持っていたことになる。そうした祭りの対象が、地主神である若宮神社であるということは、御上神社本社の祭礼である春祭りが家筋によって固定された職掌を持つという体制と比較して、象徴的な意義を見ることができよう。

(52) 北桜の蓬萊衆と御上神社の関係については、真野純子「神社に從属する土器作りの展開過程―近江御上神社とホウライ衆―」(日本中世土器研究会編「中近世土器の基礎研究Ⅷ」一九九二年十二月刊)の中で詳しく取り上げておられる。

(53) 滋賀県は、宮座が濃密に分布する地域として著名である。宮座の行事として行われる儀礼や行事を一般的に神事(シンジ)と称する。したがって、祭りの構造を説明する際に一般的に使用される神事(シンジ)とは意味が異なる。

(四日市市立博物館、国立歴史民俗博物館共同研究員)

(二〇〇〇年六月三日受理、二〇〇二年十一月五日審査終了)

表8 「三上若宮相撲神事帳」

年代	新入者名	注記等	頭人
永禄4	平野殿三男平野又二郎殿(天正四酉年頭人)※ 平野殿四男平野長介殿(天正五年九月七日死去) 東林寺村小太郎左衛門嫡子龜千世(天正三光明院資人) 因幡田新二郎殿嫡子(天正六寅年頭人)※ 大谷殿二男侍殿(天正五丑年頭人)※ 惣大工二男虎千代(天正四子年頭人)※ 東林寺殿二男辰千代(天正六寅年頭人)※ 北殿下人小中小路村新七二男千代夫(天正五丑年頭人)※ 北殿下人大中小路村三郎五郎嫡子(天正十二申年頭人)※ 平野小三郎嫡子虎満丸(天正八辰年頭人)※ 平野下人山出村道西嫡子一若(天正三亥年頭人)※	子ハ雖無之候如此候	因幡田新二郎殿 北殿下人三郎五郎
永禄5	東林寺殿下人小三郎二男〇夫 大谷殿下人太郎三郎二男賀松(天正十一年未年頭人)※ 東林寺村三郎五郎嫡子(天正七卯年頭人)?東座(三郎太郎) 因幡田殿嫡子(後絶也) 東林寺村介太郎殿嫡子(天正九巳年頭人)※	逐電仕候て死去候 子ハ雖無之候如此候後絶也	因幡田殿嫡子 (子ハ無之候へ共被勤候) 東林寺村介太郎殿
永禄6	山本甚九郎殿下人藤左衛門二男入道(天正二戌年死) 山出村龜石(天正七卯年頭人)※ 龜石↓龜殿? 東林寺村中村道悦下人弥五郎嫡子(天正九巳年頭人)※ 東林寺村辻ノ与三郎嫡子(天正十午年頭人)※ 北殿下人小中小路村孫四郎嫡子(天正十一未年頭人)※		東林寺村弥五郎 東林寺村辻ノ三郎五郎 小中小路村北殿下人孫四郎
永禄7	東林寺村辻ノ与三郎嫡子(天正十午年頭人)※ 北殿下人小中小路村孫四郎嫡子(天正十一未年頭人)※		東林寺村辻ノ与三郎 小中小路村北殿下人孫四郎
永禄8	神館殿若子(天正三寅年御頭人)※ 大中小路村二郎太郎嫡子 東林寺村藤二郎嫡子(天正十二年死)	逐電仕候	大中小路村二郎太郎 東林寺村藤二郎
永禄9	妙光寺村二郎三郎嫡子菊千代 大谷殿三男孫二郎殿(天正十四年頭人)※ 大工九郎三郎嫡子(文禄三年年頭人)※		東林寺村大工ノ九郎三郎 前田村小二郎
永禄10	平野修理殿嫡子(天正十午年頭人仙千代丸)※ 立入へ養子次兵衛門殿嫡子おせん丸(天正十八寅年頭人)※	子雖無之候如此候	平野修理殿 東林寺村小太郎左衛門
永禄11	因幡田与太郎殿嫡子 東林寺村彦七嫡子菊千代(天正十五亥年頭人)※	逐電仕候て死去仕候	因幡田与太郎殿 東林寺村彦七
永禄12	堀池掃部助嫡子(天正十四頭人)※ 上臺孫四郎殿(天正八辰年頭人)※		堀池掃部助殿 平野十右衛門殿

年代	新入者名	注記等	頭人
元亀1	今八岡村民部殿東定坊嫡子百千代殿(天正十二申年頭人)※ 東林寺殿下人甚三郎嫡子(天正十五亥年頭人)※ 北殿下人大中小路村孫二郎嫡子二郎四郎(天正十三酉年頭人)※ 永田殿下人東林寺村弥四郎嫡子	子雖無之候如此候 盜ヲ仕成敗	北殿下人大中小路村孫二郎 東林寺殿下人甚三郎
元亀2	大谷左兵衛殿嫡子(天正十六子年頭人)※ 大工善兵衛嫡子岩千代(天正十六子年頭人)※ 東林寺村辻夫二男小行(天正十三酉年頭人)※ 小中小路村永田源介殿下人三郎二郎嫡子(天正十八寅年頭人)※ 小林介左衛門尉殿嫡子松千代丸(天正二戌年死去候)	子ハ雖無之候如此候 小林一類ハ御神事雖被請候既ニ付 而入申候	大谷殿 永田源介殿下人三郎二郎
元亀3	山本甚九郎殿下人東林寺村源三郎嫡子(天正二十辰年頭人)※ 岩倉橋次殿(天正九巳年)?	醉狂ニ付而生害	今ハ苗村民部東定坊 山本甚九郎殿下人藤七右衛門
天正1	平子弥七殿嫡子(天正十七丑年頭人)※ 大谷殿下人衛門次郎嫡子青木嶋(慶長二酉年死去仕候)	子ハ雖無之候如此候 子ハ雖無之候如此候	平子弥七殿 大谷殿下人衛門二郎
天正2	平野小六殿嫡子(天正十七丑年頭人)※ 堀池又四郎殿嫡子(天正十九卯年頭人)※	御子ハ雖無之因幡守殿御頭ヲ 被勤候而如此候	平野小六殿嫡 堀池又四郎殿
天正3	神館殿(清昌御嫡子)(文祿二巳年御頭也)※ 東林寺弥之(天正二十年肥前国なこやにて死去) 平野殿下人東林寺一若嫡子(慶長八辰年二失)	子ハ雖無之候如此候	平野殿下人一若
天正4	平野又二郎殿嫡子 平野長助殿二男(同年十二月二日死)	子ハ雖無之候如此候	平野又二郎殿 大工記六三郎
天正5	梅本坊弟師(慶長四寅年頭人)※ 北殿下人小中小路村千代夫嫡子(千代夫洛中ニテ死天正十三酉歲) 大谷孫二郎殿嫡子勝六丸(天正七年九月二十七日死)	弟師雖無之候如此候 子ハ雖無之候如此候	大谷殿二男梅本坊 小中小路村新七二男千代夫
天正6	東林寺新介殿嫡子(天正十年六月十三日二死去) 因幡田新三郎殿嫡子(天正十九卯年頭人)※	子ハ雖無之候如此候	東林寺新介殿 因幡田新三郎殿
天正7	山出村龜殿嫡子(文祿二巳年頭人)※ 新三郎嫡子(天正六年死去) 東林寺村太郎四郎嫡子(天正十年八月に死去) 前田小太郎嫡子長介下人龜千代(慶長八卯年頭人)	子ハ無之候へ共如此候 子ハ無之候へ共如此候 子ハ無之候へ共如此候	山出村龜殿 東林寺辻兵衛嫡子新三郎
天正8	上堂金内方嫡子(天正二十辰年頭人)※ 平野小三郎方嫡子(慶長二酉年頭人)※	子ハ無之候へ共如此候 子ハ無之候へ共如此候	上堂金内方 平野小三郎方
天正9	東林寺虎千代嫡子(文祿三年年頭人)※ 東林寺村弥五郎嫡子市若嫡子(慶長四亥年頭人)※	子ハ無之候へ共如此候 子ハ無之候へ共如此候	東林寺虎千代 東林寺村弥五郎嫡子市若
天正10	大谷下人虎千代(天正十三酉年死) 平野仙千世嫡子(慶長三戌年頭人)※ 辻ノ与三郎嫡子ノ嫡子(慶長六丑年頭人)※	子ハ無之候へ共如此候 統ハ無之候へ共相勤候如此候	修理殿嫡子平野仙千世丸 東林寺村与三郎嫡子

天正 11	太郎四郎嫡子（慶長八辰年失申候）	子ハ無之候へ共如此候	大谷下人東林寺村太郎四郎 小中小路村孫四郎嫡子玉
天正 12	小中小路村孫四郎嫡子玉嫡子 平野小六殿二男つぐ（文祿四未年頭人）※ 平子弥七殿二男辰千代（慶長五子年頭人）※ 東林寺村辻兵衛三男さんしょ（文祿四未年頭人）※ 民部東定坊堀池弥三殿 百右衛門殿嫡子（慶長六丑年頭人）※ 小中小路村北下人三郎二郎嫡子（慶長二酉年頭人）※	子ハ無之候へ共如此候 （去歲未年頭人に候て新人可請儀 二候へ共、地下之儀ニ大坂へ罷行 付而当年如此候）	東定坊民部嫡子百右衛門尉殿 北殿下人三郎二郎
天正 13	大中小路村二郎四郎嫡子辰千代（慶長三戌年頭人）※ 東林寺村ふち嫡子死去仕候	子ハ無之候へ共如此候	大中小路村孫二郎嫡子二郎四郎 東林寺村辻兵衛二男ふち
天正 14	大谷孫二郎嫡子小勝丸死去仕候 堀池掃部嫡子出庭嫡子越前ニテ死	子ハ無之候へ共如此候	大谷孫二郎 掃部嫡子堀池出庭
天正 15	東林寺村菊千代嫡子庄七事（慶長七寅年頭人）※——庄（彦）？ 東林寺村通阿弥之嫡子（慶長七寅年頭人）※ 大中小路甚四郎（慶長八卯年頭人）※	子ハ無之候へ共頭勤候而如此候 子ハ無之候へ共頭勤候而如此候	山本市介下人菊千代庄七事 東林寺殿下人甚三郎嫡子通阿弥
天正 16	大谷孫兵衛孫嫡子（慶長十巳年頭人）※ 大工喜三郎嫡子（慶長十四酉年頭人）※ 辻兵衛二男こぶ死亡 平野十右衛門平野三藏（慶長五子年頭人）※ 旧井長右衛門殿式子東林寺殿へ養子也 東林寺殿二男	子ハ無之候へ共頭勤候而如此候 此方代官候間如此候へ共相替分掃 をけし申候	大谷孫兵衛嫡子（子ハ無之候へ共如此候） 大工喜三郎
天正 17	平野久次嫡子文祿五年正月十六日死 平子鍋丸嫡子（弥七死去候間此新入流候） 十右衛門二男平野左介（慶長十一年年頭人）※	子ハ無之候へ共頭勤候而如此候 子ハ無之候へ共頭勤候而如此候	小六嫡子平野久次 弥七嫡子平野鍋丸
天正 18	左内嫡子（如此候へ共頭ヲ不請候） 三郎二郎子德千世嫡子（慶長九辰年頭人）※ ↓左内嫡子（又頭を不請資子も被懸候而如此候）？	子ハ無之候へ共頭勤候而如此候 子ハ無之候へ共頭勤候而如此候	立入へ養子左内 小中小路村三郎二郎嫡子德千世
天正 19	堀池おとん嫡子（慶長七寅年七月二十二日に死） 因幡田新右衛門孫嫡子但甚二郎子（慶長拾巳年頭人）※	子ハ無之候へ共頭勤候而如此候 子も孫も無之候へ共頭勤候而如此候	堀池又四郎嫡子おとん 因幡田新右衛門嫡子（子ハ無之候へ共 頭ヲ勤候）
天正 20	上堂金内嫡子金玉嫡子（此金玉ハ慶長六丑年三月あやまち候て死去仕候） 慶長九辰年頭人（三月二日弟左兵衛）？ 東林寺村源三孫嫡子（慶長十三申年頭人）？ 東林寺村彦七弟 慶長元年二小中小路村二郎九郎養子卜成也	子ハなく候共頭勤候而如此候 頭勤候而如此候	上堂金内嫡子 東林寺村源三

年代	新入者名	注記等	頭人
文祿2	神館殿御兒嫡子（慶長十三申年頭人）※ 与三郎孫嫡子（慶長十二未年頭人）※	御子ハ無之候へ共頭勤候而如此候 家子ハ無之候へ共頭勤候而如此候	神館清昌嫡子 山出村与三郎
文祿3	東林寺菊丸嫡子（慶長十二未年頭人）※ 九郎三郎嫡子（慶長十六亥年頭人）※	子ハ無之候へ共頭ヲ勤候而如此候 大工子ハ無之候へ共頭ヲ勤候而如此候	大工九郎三郎 東林寺周防嫡子菊丸
文祿4	平野二男津久嫡子（慶長十四酉年頭人）※ 東林寺村辻ノさんしよ（慶長十八丑年頭人）※	資子かけ候也	中村助兵衛下人辻ノさんしよ 平野小六二男津久
文祿5	東林寺周防殿二男福藏（慶長六九月四日に死去候也） 因幡田新左衛門養子行 同年十月晦日死 上堂金内方二男（慶長五年七月に死也） 小中小路村小伝孫嫡子（慶長十二未年六月死）	資子かけ候也 子ハ無之候へ共頭仕候而如此候	小中小路村孫右工門小伝嫡子 （子ハ無之候へ共頭ハ勤也） 平野五男如軒但山岡同名也
慶長2	平野喜右衛門子ノ千松嫡子（慶長十五戌年八歳頭ヲ勤候）※ かなこ嫡子助三嫡子	おさなく候へ共頭ヲ勤候而如此候 子ハなく候へ共頭ヲ勤候而如此候	小中小路村かなこ道一嫡子助三 平野喜右衛門嫡子
慶長3	平野長二郎嫡子ノ嫡子（慶長十六亥年頭人） 二郎四郎嫡子（慶長四九月四日二死）	子ハなく候へ共頭ヲ勤候而如此候 子ハなく候へ共頭ヲ勤候而如此候	大中小路村二郎四郎 平野長二郎嫡子
慶長4	大谷寿斎嫡子竹丸嫡子 弥二郎嫡子ノ嫡子（元和七酉年失）	子ハなく候へ共頭ヲ勤候而如此候 子ハなく候へ共頭ヲ勤候而如此候	東林寺村弥治郎孫嫡子 大谷寿斎嫡子
慶長5	平野孫六嫡子（慶長十七年頭人）※ 因幡田新右工門嫡子○○（元和元年卯年頭人）※ 平子弥一嫡子（慶長十八年丑頭人）※ 平子弥右工門三男おさん（慶長十九寅年頭人）※	子ハなく候へ共頭ヲ勤候而如此候 子ハなく候へ共頭ヲ勤候而如此候	平子弥一 平野孫六
慶長6	兵衛三郎嫡子（元和元年卯年頭人）※ 東定坊様百右衛門尉嫡子（子年死去仕候）	子ハ無之候共頭ヲ勤候間如此候 資子かけ不申候	兵衛三郎嫡子（辻ノ子ハ雖無之頭に 当たり勤候也） 東定坊民部嫡子百右衛門嫡子小僧
慶長7	彦七孫嫡子（元和二年辰年頭人）※ 甚太郎孫嫡子（元和二年辰年頭人）※ 小六殿三男平野忠藏（慶長十二未年四月七日に死也）	子ハ無之候共頭ヲ勤候間如此候 子ハ無之候共頭ヲ勤候間如此候	東林寺村甚太郎 東林寺村彦七
慶長8	大中小路村甚四郎嫡子（甚四郎下野国さの二いかる） 妙光寺孫九郎慶長十七年頭人※ 長次郎下にたいこたね与介嫡子（慶長十九寅年逐電仕候）	長次郎下人与介	長次郎下人与介
慶長9	行合浄久嫡子藤三郎（但小中小路村二郎三郎弟也）※ （元和三巳年頭人） 小中小路村三郎太郎嫡子（元和四午年頭人）？ 宗左衛門？カ	行合浄久	小中小路村三郎太郎
慶長10	大谷孫太郎孫嫡子（元和四午年頭人）※ 因幡田甚二郎嫡子（元和三巳年頭人）※	未子ハ無之候共頭ヲ勤候間如此候 子ハ無之候へ共頭勤候而如此候	因幡田甚二郎 大谷孫太郎嫡子

寛永12	寛永11	寛永10	寛永9	寛永8	寛永7	寛永6	寛永5	寛永4	寛永3	寛永2	寛永1	元和9	元和8	元和7	元和6	元和5	年代
平子新兵衛	梅龍下人伝七 大中小路村次兵衛		平野長四郎殿 同甚二郎子	神館殿次子吉右衛門殿									神館殿御嫡子 覚右衛門嫡子長吉	山出村与一嫡子 平野左介入道嫡子	小中小路村伝三郎嫡子 東林寺村久二郎嫡子	東林寺法眼孫嫡子ノ嫡子 立入左門嫡子ノ嫡子	新入者名
										寛永二年丑年妙光寺殿より九月十四日御神事くわしもり申候納米として六頭へ米六医師寄進候				子ハなく候共頭ヲ勤候間如此候		頭ヲ勤候間如此候 頭ヲ勤候間如此候	注記等
大工仁兵衛 平野喜左衛門殿	神館殿 大谷久左衛門殿	平野猶十郎殿左郎介 ほりいけ弥蔵	辻ノ作十郎 行合伝三郎	竹田梅龍 久二郎	大谷八兵衛 小中小路村宗左衛門	東林寺村甚兵衛	いなばた甚二郎 大谷下人二蔵	竹田梅龍下人彦左衛門	東ノ兵三 いなばた勤十郎	平長左衛門尉下人久五郎 平野弥兵衛	同権十 平野佐太郎	大工九郎左衛門 平野長左衛門殿	神館殿 覚右衛門	東林寺村山出与一 平野左介入道	小中小路村伝三郎 東林寺村久二郎	立入左門嫡子 東林寺法眼孫嫡子	頭人

承応2	承応1	慶安4	慶安3	慶安2	慶安1	正保4	正保3	正保2	寛永21	寛永20	寛永19	寛永18	寛永17	寛永16	寛永15	寛永14	寛永13
前田村いちとのむこ 久左衛門	大谷孫兵衛殿 里村二郎兵衛子同年甚蔵									小中小路村助十郎					大工茂介		
															酉年助頭二 positioning 也		
神館吉兵衛殿 平野大蔵殿		平野弥○ 中村忠右工門下人三吉	平野十右衛門殿 平野八右衛門殿	神館殿 小中小路村宗右衛門	平野喜左衛門 大工九郎左衛門	平野八右衛門下人左之介 大谷久左衛門	堀池市左衛門 大工茂介	東林寺村二郎兵衛 小中小路村宗左衛門	平野新兵衛 竹田梅龍	大谷八兵衛 下人仁蔵	梅龍下人二郎右衛門 小中小路村次兵衛	東林寺村三良兵衛 梅龍下人彦左衛門	平野長四郎殿 因幡田与作	平野喜左衛門殿下人甚右衛門 神館吉兵衛殿	平野十三郎 因幡田勘左衛門	平野彌兵衛 平野猶左衛門殿	平野左太郎殿 同猶十郎殿

寛文11	寛文10	寛文9	寛文8	寛文7	寛文6	寛文5	寛文4	寛文3	寛文2	寛文1	万治3	万治2	明暦4	明暦3	明暦2	明暦1	承応3	年代
				平野亀之助殿		平野権右衛門殿												新入者名
																		注記等
大谷忠兵衛殿 大谷六左工門下人五兵衛	東林寺村市郎左衛門 小中小路村次兵衛	平野弥兵衛殿 平野権右衛門殿	東林寺村三郎左工門 竹田梅龍下人彦左衛門	因幡田六兵衛 平子十左工門	平子弥左衛門 三上神館殿	平野十右衛門殿 平野八右衛門殿	小中小路村伝左工門 大工九郎左工門	東林寺加右工門下人平次 平野喜左衛門尉殿	平田宇兵衛下人左次兵衛 大谷八郎左衛門殿	山出村大工九右衛門尉 小中小路村市左衛門	小中小路村喜兵衛 大谷孫兵衛殿	東林寺村吉左工門 小中小路村甚介	平子新兵衛 竹田梅龍殿	大谷孫兵衛下人九兵衛 大谷忠兵衛殿	東林寺村一郎左衛門 小中小路村次兵衛	平野長左工門下人甚右衛門 平野弥兵衛殿	東林寺村六兵衛 竹内法印下人彦左衛門	頭人

元禄2	貞享5	貞享4	貞享3	貞享2	貞享1	天和3	天和2	延宝9	延宝8	延宝7	延宝6	延宝5	延宝4	延宝3	延宝2	寛文13	寛文12
	※平野権兵衛又助頭		※大谷六左衛門又助頭		大谷長兵衛										因幡田勘右工門		
	正頭 大谷長兵衛(病気) 助頭 小中小路村市左衛門(障害)		正頭 竹田梅龍(母死去) 助頭 吉左衛門(服忌)														
小中小路村喜兵衛	大谷長兵衛 平野権兵衛 小中小路村伝左衛門	東林寺村吉左衛門 竹田梅龍	大谷六左衛門 平子市郎兵衛	大谷忠兵衛 大谷六左衛門下人五兵衛	東林寺村市郎左衛門 小中小路村庄次郎	平野弥兵衛 竹田梅龍下人彦右衛門	平子重左衛門 東林寺村三郎右衛門	平子弥左衛門 小中小路村勘左衛門	三上神館殿 平野八右衛門殿衛	平野久右衛門殿 小中小路村勘右衛門	前田村市仁兵衛 里村平野八右工門下人三左衛門	東林寺村左次兵衛 平野八郎兵衛殿	大谷八郎左衛門殿 平野権兵衛殿	大工九右衛門 小中小路村市左衛門	大谷六左衛門尉 小中小路村新助	東林寺村吉左衛門 小中小路村甚助	竹田梅龍院 平子市郎兵衛

宝永3	宝永2	宝永1	元禄16	元禄15	元禄14	元禄13	元禄12	元禄11	元禄10	元禄9	元禄8	元禄7	元禄6	元禄5	元禄4	元禄3	年代
																	新入者名
																	注記等
																	頭人
大谷小右衛門 山本卜齋家来左次兵衛	堀池小中小路市左衛門 大工七兵衛	小中小路村喜兵衛	大谷長兵衛	平野権兵衛	小中小路村伝左衛門	東林寺村庄屋助	竹田梅龍	平子市郎右工門	大谷孫兵衛	大谷七郎左衛門	大谷孫兵衛家来九平次	東林寺村竹田家来市郎左衛門	小中小路村利兵衛	平野三郎兵衛	東林寺村三郎左衛門	平野三郎兵衛	平野三郎兵衛
																	市
																	平子十左衛門
																	因幡田小中小路村勘左衛門
																	平子弥平次
																	三上神館
																	平野八右工門
																	小中小路村勘右工門
																	平野八兵衛
																	小中小路村四郎兵衛
																	山出村四郎右衛門
																	小中小路村四郎兵衛
																	東林寺村左次兵衛（山本卜齋下人）
																	大谷伊右衛門
																	東林寺村左次兵衛
																	小中小路村六左衛門
																	山出村九兵衛
																	大工弟四郎兵衛
																	小中小路村四郎兵衛
																	請被申候
																	注 元禄四年未九月十三日之頭渡諸頭寄吟味之上平野権右衛門来申ノ暮リ饗請被申答ニ、同名久兵衛
																	請被申候
																	小中小路村宗十跡之儀、傳右衛門呼申渡候へハ名跡相立申迄ハ相返しくれ候様ニと断ニ付、是ハ
																	饗も請不申候 京久左衛門分清左工門分相勤久左工門ハ里村中村忠右工門家来也
																	一、長ノ屋諸頭極ハ家とく并名人ニ懸リ勤させ申答申候 長ノ屋ノ屋敷へ外座ノもの来候而も長ノ
																	屋相勤させ申極也

享保 10	享保 9	享保 8	享保 7	享保 6	享保 5	享保 4	享保 3	享保 2	享保 1	正徳 5	正徳 4	正徳 3	正徳 2	正徳 1	宝永 6	宝永 5	宝永 4
				竹田梅龍殿儀一家之衆も無之神事勤申事も難成候得共、里村に而東林寺殿と申家大切之訳有之、諸役ハ除キ家来新右衛門方ニ而為勤申候、重而も此通能々御菓子柿いも諸当り持寄勤申候 當子之年ヨリ山出村九郎兵衛御初尾米かけ可申候										神事大工九郎右工門跡庄介新入相勤			
平野平七 小中小路村勘左衛門	堀池市左衛門 山出村四郎衛門	東林寺村与三左衛門 (平野長助家来) 小中小路村四郎兵衛	東林寺村山本卜齊家来左兵衛 平野助八	大谷治右衛門 大工九兵衛	大谷平兵衛 大工七兵衛	平野権兵衛 小中小路長兵衛	竹田梅龍家来新右衛門 小中小路村伝左衛門	東林寺村与左衛門 平子市郎右衛門	東林寺村五兵衛 (大谷千右衛門家来) 大谷千右衛門	東林寺村竹田下人勘四郎 大谷治太郎	東林寺村三郎左衛門 小中小路村理兵衛	市 平野三郎兵衛	平子重左衛門 小中小路村勘左工門	神館 平野八右衛門	平野八郎兵衛 小中小路村勘右工門	山出村四郎右衛門 小中小路村四郎兵衛	平野助八 平野八右工門家来与三左衛門

寛保3	寛保2	寛保1	元文5	元文4	元文3	元文2	元文1	享保20	享保19	享保18	享保17	享保16	享保15	享保14	享保13	享保12	享保11	年代
									竹田梅龍菓子八家来新右衛門方二而先格之通相勤申候				享保十五戌年新入東林寺村小兵衛与三左衛門弟 当年より東林寺村小兵衛初尾米かけ申候、与三左衛門分家也、新入					新入者名
																		注記等
平野長助 平子重助	山出村庄助 三上三位	小中小路村勘右衛門 平野平七	堀池 市左兵衛門 山出村 四郎右工門	東林寺村平野長助家来与治兵衛 小中小路村四郎兵衛	東林寺村山本卜齊家来左兵衛 大谷文治	同 九兵衛 大工左太郎	東林寺村平野長助殿家来小兵衛 平野丹治	小中小路村喜兵衛 平野権兵衛	小中小路村伝左衛門 竹田梅龍	東林寺村与左衛門 平子市郎右衛門	大谷源藏 大谷源藏殿家来五兵衛	東林寺村竹田殿家来市郎左衛門 大谷忠兵衛	東林寺村三郎左工門 小中小路村利兵衛	市 平野三郎兵衛	平子清兵衛 小中小路村勘左衛門	平子弥平次 平野長助	山出村庄助 三上神館	頭人

宝曆 11	宝曆 10	宝曆 9	宝曆 8	宝曆 7	宝曆 6	宝曆 5	宝曆 4	宝曆 3	宝曆 2	宝曆 1	寛延 3	寛延 2	寛延 1	延享 4	延享 3	延享 2	延享 1					
		平子清吉義相果候ニ付跡又相統有之迄断ニ夕除之置候事																				
前田 市 大谷七郎左衛門	平野兵助 小中小路勘左衛門	平子清吉 山出重助	平野長助 山出庄助	三上三位 小中小路村勘右衛門	平野平七 小中小路村市左工門	小中小路村 四郎兵衛	大工山出村 四郎右衛門	平野長助家来与次兵衛	大谷惣太郎	山本卜齊家来佐兵衛	平野丹治	大工九兵衛	平野権兵衛	竹田梅龍 小中小路喜兵衛	大工佐太郎 小中小路伝左衛門	東林寺村与左衛門	平子市郎左衛門	大谷六左衛門 さと五兵衛大谷六左衛門殿家来	大谷忠兵衛 さと市郎左衛門竹田梅龍家来	東林寺村三郎左衛門 小中小路村理兵衛	まノ市 平野三郎兵衛	平子清兵衛 小中小路村勘左衛門

年代	新入者名	注記等	頭人
宝曆12	山重助別家弟平兵衛相果名跡無御座候二付地頭表江跡絶候段相濟故、宝曆十二年5月頭本江遣又書付 二も抜申候事		里ノ三郎左衛門 小中小路利兵衛
宝曆13			山出左太郎 さと五兵衛大谷六左衛門家来
宝曆14			大谷六左衛門 さと市郎左衛門竹田家来
明和2			平野八郎兵衛 さノ与左衛門
明和3			平野権兵衛 小ノ伝左衛門
明和4			大工儀平 小ノ喜兵衛
明和5			大谷宗助 さノ源右衛門
明和6			平野八重郎 平野介太郎 与次郎
明和7			大工四郎左衛門 小ノ四郎兵衛
明和8			三上三位 小ノ市左衛門
明和9			平野八太郎 小ノ勘右工門
安永2			大谷治兵衛 山ノ八左衛門
安永3			平野太兵衛 山ノ庄助
安永4		喜八別家候故當神事ヨリ新入也	さノ三郎左工門 小ノ喜八
安永5			大工左太郎 まノ市
安永6			大谷六左衛門 小利兵衛
安永7			平野八郎兵衛 小中小路勘左衛門

寛政 8	寛政 7	寛政 6	寛政 5	寛政 4	寛政 3	寛政 2	天明 9	天明 8	天明 7	天明 6	天明 5	天明 4	天明 3	天明 2	安永 10	安永 9	安永 8
		※當年山平子伴治相勤候之處、親類共より相斷申候ニ付如此 治親類共より相斷申候ニ付如此	※東林寺五兵衛當年相勤申候之處、助頭人小中小路傳左衛門へ五兵衛親類相頼申候ニ付當年小中小路傳左衛門相勤申候、先達五兵衛親類並五兵衛より茂大谷治太郎迄相届上ヶ候ニ付開濟仕如此也		※小中小路利兵衛當亥年當番ニ有之候處、本人相果候ニ付助頭人小中小路勘左衛門勤候事					※天明六年午年平野政之進始而當番相勤候事、合頭小ノ市左衛門儀不縁ニ付相統人無之合頭小勘左衛門相勤申又候事	※平野八太郎當五年當番ニ有之候本人相果候ニ付助頭人大谷治兵衛勤候事						
小中小路喜兵衛	山出四郎兵衛 東林寺弥右衛門 平子清兵衛	東林寺五兵衛 山出 儀平	平野八郎兵衛 小中小路傳左衛門	東林寺三郎左衛門 小中小路利兵衛	大谷治平 小中小路勘左衛門	前田 市 山出 ○○衛門	山出 庄助 平野八右衛門	小中小路市左衛門 平野三郎兵衛	東林寺市郎左衛門 山出八左衛門	小中小路勘左衛門 平野政之進	大谷治兵衛 小中小路四郎兵衛	東林寺平野長助家来与次兵衛 三上三位	東林寺与右衛門 平子市郎左衛門	小中小路喜兵衛 大谷宗助	東林寺 弥右衛門 山出四郎右工門	山儀平 小伝左工門	平野權兵衛 大谷六左衛門家来五兵衛

年代	新入者名	注記等	寛政9	寛政10	寛政11	寛政12	寛政13
	<p>※當年山助右工門當番之處、助右工門母死去ニ付助頭人小中小路惣左衛門相勤申候事（西座）</p>	<p>頭人</p>	<p>東林寺與右衛門</p>	<p>平子市郎右衛門</p>	<p>東林寺与治兵衛</p>	<p>三上三位 小中小路四郎兵衛</p>	<p>平野政之進 小中小路勘右衛門</p>
<p>寛政13</p>	<p>但二月ニ享和元ト改元</p>	<p>大谷宗助 東林寺市郎左衛門</p>	<p>東林寺市郎左衛門</p>	<p>東林寺市郎左衛門</p>	<p>東林寺市郎左衛門</p>	<p>東林寺市郎左衛門</p>	<p>※享和二年より者別書ニ有之事 三上若宮殿相撲御神事記録書</p>

Shrine Rituals and Festivals: Miyaza and Festivals at the Mikami-jinja Shrine

TOJO Hiroshi

Since the publication of *Omi ni okeru Miyaza no Kenkyu* ("Study of the Miyaza in the Omi Region") by Kazuo Higo, the Zuiki Matsuri festival at the Mikami-jinja shrine has often been seen as a typical example of a miyaza (council of elders who represented families who claimed association with a local shrine and who annually elected a shrine official to run festivals). This is likely attributable to the fact that the Zuiki Matsuri was run by three miyaza: Chonoya, Higashi-za, and Nishi-za, and that each of these miyaza had a representative called kumon. However, the Mikami-jinja shrine has another festival called the Haru Matsuri, which has been just as important as the Zuiki Matsuri but has been managed without the involvement of any miyaza whatsoever. The Haru Matsuri was organized by a combination of the family of the guardian of the shrine or the families of the Shinto priests who had specific duties at the festival and a system of *watashi-ban*, in which five communities took turns handling the festival. These two festival organizations coexisted throughout the early modern period.

In this paper, I interpret the meaning of this coexistence as follows. The Zuiki Matsuri was a shrine ritual for the *Wakamiya-sha* in the Mikami-jinja shrine, where the shrine guardian family and the class of Shinto priest families, which had both been claiming authority since ancient times, and the class of village headmen, which was emerging economically and socially, formed a miyaza in a way that incorporated all of their subordinates and gave them an equal presence in the festival by managing similar shrine-related affairs.

The Haru Matsuri, in contrast, was meaningful as a festival for a tutelary deity that was shared among five communities at the Mikami-jinja shrine, and was organized such that while the role of celebrant was assigned to specific families, each community assumed some of the roles in the *togyo-retsū* (formal parade) under a *watashi-ban* system and each community's responsibilities for the festival were equalized.

In both festivals, the family of the guardian of shrine or the families of the Shinto priests played major roles and maintained leadership of the festivals by devising extremely intricate systems, but otherwise the Zuiki Matsuri, which was a festival for *Wakamiya-sha*, a local deity, was run by the miyaza system, and, the Haru Matsuri used a rotation system in which the communities took turns performing roles other than the specific roles assigned to the particular family lineages.
